

第8日目（6月18日）

○議 長（今井久美君） おはようございます。傍聴の皆さん早朝より大変ご苦労さまです。

○議 長 延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、阿部久夫君から家事都合のため欠席、塩谷寿雄君から通院のため10時から12時まで中退、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の会議は一般質問とし一般質問を続行いたします。

ここで、佐藤 剛君から会議規則第157条に基づく資料配付の許可願がありましたのでこれを許可し、お手元の資料のとおり配付いたしました。

質問順位9番、議席番号10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 どうもおはようございます。傍聴者の皆さん早くからご苦労さまです。これほど大勢な傍聴の前で質問するのは初めてですので、とちらないように頑張りたいと思います。

少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

では、発言を許されましたので通告に従いまして一般質問をいたします。今回は今行われております市長の市政懇談会でも取り上げられています人口減少問題を軸に、現実の問題の対応と人口減少時代の将来計画のあり方について質問をいたします。したがって大きなタイトルにつきましては、少子高齢化・人口減少時代の市民生活についてといたしました。

ことしの3月27日、国立社会保障・人口問題研究所から日本の地域別人口推計が公表されました。議長の許可を得て本日皆さんのところへ資料を配付してありますので、ご覧いただきたいと思えます。その公表資料数値によりますと、南魚沼市は2010年現在の6万1,000人が30年後の2040年には4万8,000人になり、約22%の減少となるようであります。その中身は65歳以上の高齢者人口が1万6,000人から1万8,000人に増えて、高齢化率も26%から37.5%にまで進むという、今後しばらくは全体人口は減りますけれども、高齢者が増えるという形で高齢化が急速に進むと推定しているわけであります。

高齢化が進む中で人口が減るということは、日常生活から行政全般にまで大きく影響を及ぼすわけでありますので、言ってみれば個々の日常生活から集落、自治体自体の維持までもかかわる問題であります。まさに最も基本的な、重要で喫緊の行政課題であるわけであります。

そういう状況の中で、ことしの市政懇談会のテーマも「みんなで考えよう、人口減少」として、市長は積極的に市民の声を聞いているところであり、その対話の中で人口減少の今後の対応を見出すことを期待もしているわけであります。そこで、今回は現実での人口減少による問題と、中長期的な観点で少子高齢化・人口減少時代の市民生活について何点かお伺いをいたします。

1点目でありますけれども、高齢化が進む中で集落から商店が消える実態についてどう対応するかであります。30年後、当市の高齢化率は先ほど言いましたように37.5%と超高齢化社会になるわけではありますが、個々の集落又は資料にありますように一定の地域の広がりの中では、高齢化が既に現実の問題となっております。平成19年6月に一般質問で、高齢化が進み限界集落——この言葉が適切かどうかはわかりませんが、当時そう言われていたので——限界集落に近い集落では行政の何らかの支援がなければ集落維持が難しくなっているというような質問をいたしました。その時点からさらに高齢化が進んでいます。資料に記載のとおりであります。既に広堀では高齢化率が65歳以上50%に達していますし、40%を超える集落も6年前の辻又、清水の2集落から、今は6集落です。そして39%台も4集落になりました。急激に高齢化が進んでいます。

その高齢化とあわせて集落からは商店がどんどん消えています。これも資料につけましたけれども、食料品店はこの平成13年、14年の間に2割減りました。平成19年以降の資料がありませんのでわかりませんが、現在はさらに減っているものと思われます。表面上は車社会でありますので、郊外店に行けばほとんどのものが購入できます。不自由なことはないようにも思えますけれども、今、高齢者1人世帯そしてまた高齢者のみ世帯がさらに増えている中で、実際には大変深刻な問題になりつつあると思います。

あえて「買物難民」という言い方をしますが、私はこの問題がある意味、少子高齢化・人口減少時代の象徴でありまして、この対策が少子高齢化・人口減少時代全体の対策への糸口になるようにも感じているところであります。そこで、高齢化・人口減少の中のこの1面をどう捉えて対応を考えているのか、まずお聞きをしたいと思います。

2点目でありますけれども、少子高齢化・人口減少時代の健康管理と医療体制。その1つとして「総合保健福祉センター構想」を含む保健活動・健（検）診体制をどう進めるかあります。このことは平成27年度までの総合計画の前期計画、後期計画ともに掲載されていることを前提にしまして、私は平成22年の9月議会に関連した質問をしているところであります。当時の答弁では、総合保健福祉センター構想は市立病院と一体的なものとして考えているので、市立病院整備と一緒に進めていく方向だとした上で、では大和は、ということで今の健友館的なものは残すということでありました。六日町、塩沢地区の対応については、新六日町病院に総合保健福祉センター的なものを建設するが、健友館的な部分をはめ込むか、あるいは病院機能の中でやるかは今後だというような答弁でありました。

その後も実は昨年9月議会と同趣旨の確認を再度いたしました。そのときも医師の先生方からも新六日町病院のところに設置したいという意向もあり、必要性を強く指摘しているので実現に向けて検討していると、そういう答弁でありました。そしてまた、1年近くが過ぎまして、いよいよ基幹病院開院も2年後に迫りましたが、健友館そして総合保健福祉センターを含めて保健活動・健（検）診体制を進めていく上でのそれらの方針に変わりはないかということ伺いたしたいと思います。

次でありますけれども、日常的な1次医療、2次医療と在宅医療の今後は、ということで

あります。市は相当長期の間、高齢者は増加しながら人口が減少するという状況が続き、さらに急速に高齢化が進みます。となれば、高齢者にとって安心できる医療の実現への期待は大きいわけでありまして、特に日常的な医療がどうかかわれるのかは重要な問題であります。大和地区の医療再編の概要は今年度中に明らかにするということですが、3次医療と2次医療は基幹病院が受け持つわけでありまして、工事も順調に進んでいます。そして、1次医療と2次医療の一部は市の責任で受け持たなければならない。ここまでは決まっているわけがあります。

そこで具体的な質問でありますけれども、このことは何回も質問して取り組みを促しているところでありますが、決まっている基幹病院と市立病院群との役割や連携の中で、医師を初め医療スタッフの現状と今後の見通しを含めて、今の医療サービスを低下させないために市立病院群でどこまで1次と2次医療の一部ができるか。それを早く見極めて、できない部分は基幹病院の方針がはっきりする前に、基幹病院側と協議なり交渉をすべきではないか、と今までも申し訳ないほど何回も言ってまいりました。それだけ日常医療の受診ということがどうなるか、市民は大変不安なわけがあります。

特に問題は和歌山病院であります。市長はその都度、「後退するようなことはしない」と言ってもらっています。大変心強いことですが、市で診るべき1次医療を基幹病院に頼むわけですから、市だけで決められることでは当然ないわけがあります。そこをきちんと協議の場に出して県と交渉しているのか。平成27年6月開院に向けて具体的な検討に県は動き出しているだろうし、決まってから、又は話が決まりかけたところに話を出しても遅いわけがあります。タイミングもあるわけですので、この辺どう進めているのかをお聞きしたいと思います。

次に新六日町病院、新大和病院をあわせても、今までより1次医療を診られる医師数が実質減ることになると思います。高齢化が進めば在宅医療が重要になると思いますけれども、市立病院群でも大和病院では在宅医療に力を入れていくというような過去の答弁もありますし、新六日町病院も在宅医療に対応可能な医療機関という位置づけをもって進めています。けれども、現実に可能な形としてどう考えているのか。病床数が減る分、在宅医療の分野は大変になるわけですが、やれるのかどうかということも含めてお伺いしたいと思います。

人口減少時代の次期総合計画の方向性ということに移ります。総合計画は平成27年までになっていますので、もちろん今から具体的な話をするつもりはありませんけれども、3町合併で人口規模が大きくなりましたが、合併から10年、交付税の合併特例も終わります。そして今人口減少時代になりました。今後急速に高齢化も進みます。そういう中で次期総合計画は、今まで以上に重要な位置づけになることは間違いのないと思います。そういう意味でその方向性と今の段階からの準備などについてお伺いしたいと思います。

次に人口減少を前提とした考えといいますか、具体的には次からですが、人口減少を前提とした考えにシフトできるかということでもあります。先ほど言いましたように南魚沼

市の人口は将来的には5万人を割ります。そして現状からは20%以上も減るわけでありまして、これはちょうど大和地区分の人口がごっそりいなくなる人数であります。もちろんそう推計どおりにならないように施策を講じるのが行政の役割であります。次期総合計画は人口が減ることを前提に、又はそのことを出発点にもろもろの施策を考えるべきではないかと思っておりますが、このことについて確認をしたいと思っております。

具体的に2番目ですけれども、人口減少問題プロジェクトチームの役割についてということであります。人口減少に対する危機管理の共有や将来人口の資料の作成公表、人口対策施策の事業化などを目的とした——大変私はタイムリーな組織だと思うのですけれども——人口減少問題プロジェクトチームが市内にあるようであります。市独自の人口減少の傾向や課題、人口が減る中でのインフラ整備、そして公共施設のあり方、また子育ての環境など、人口問題を総合的に検討する役割を担うように組織を拡大、充実させることも必要ではないかと思っておりますので、この辺どうでしょうかお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、進歩のために縮小する次期総合計画をとということです。人口が増える見通しでの将来計画と、減る見通しでの将来計画では大きく違うと思っております。決して将来が先細りの消極的な計画を言っているわけではないわけですし、人口が減っていくという事実を受けとめて、計画的な縮小により質の向上を目指す次期総合計画を策定する必要があると思っております。そのことが結果として人口減少に歯どめをかけ、そしてさらに人口が増えることにもつながると思っておりますけれどもどうでしょうか。井口市政3期目は合併の総仕上げとしています。この時代の厳しい将来の方向までを示してこそ、合併の総仕上げだと思っておりますので、前向きな答弁をお願いしたいと思います。答弁によっては再質問をさせていただきます。

○議 長 佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。傍聴の皆様方、本当にご苦労さまでございます。大勢来ていただきますと、私も当然でありますけれども議員の皆様方も非常に張り切りますので、きょうは相当活発な議論が展開されるものだと思っております。本当にありがとうございます。

少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

佐藤議員の質問にお答えいたします。人口減少時代ということでありまして。具体的な答弁に入る前に、人口減少という部分、これは日本全体が減っていくわけでありましてけれども、減ることは間違いありません。減ることは間違いありませんが、先般人口減少問題について人口減少の推移を示した部分が、それぞれの市町村まで全部出ました。今、議員がおっしゃったように南魚沼市は21.8%、約1万2,000人、30年後は減少するということでありまして。新潟県内で10%台が18%程度でしょうか、減るのが新潟市とそれから聖籠町でしたか。南魚沼市は、それに次いで減少の幅が少ない。長岡、上越といわれる大都市よりも人口減少の幅が少ないわけです。これは何を意味するのか。今現在、住んでいただいている皆さんの年齢構成もありましようし、将来的な地域の魅力度、こういうことまで勘案したのか否かというの

私はわかりませんが、今現在、南魚沼市は割合と若い皆さん方の構成が他の市町村よりは高い。非常に減少はしますけれども、その中でも将来的にきちんとした手法さえ用いれば人口減少は食い止められるという、私は希望を持っているわけであります。

減るからどうするどうするという議論も当然ありますけれども、そういう希望的な観測もこの数値の中から見出せるということだと私は思っておりますので、前向きに捉えながらご答弁を申し上げたいと思っております。

集落から商店が消える実態こういうことであります。まさにこれはほとんど小集落からは商店はなくなっております。これはですね、人口減少それと生活の形態が変わったということも含めてだと思います。当然二十、三十ぐらいの集落のところで商店として成り立つはずもないわけであります。昔は兼業的なことで成り立っていたわけです。ところがそれがなくなったということでありますが、これをやはり解決をしていくということについて、ここにまた新たに商店街といいますか、商店を出店させるようなことというのは非常に無理だと思います。

しからばどうしていくかということではありますが、地域コミュニティと——これはいつ発足したのだったか——「なじよもネット」というのが平成22年4月に開設されました。皆さん方の日々の雑用も全部代行してあげましょうということではありますが、これらをうまく機能させることで、買物ができないという状況は何とか克服できるのではないかと思っております。ただ、商品を実際に見ながら買うという楽しみはここからはなくなるわけでありますので、その辺をどういうふうに対応できるか。ここに1つの問題点があると思っております。

今現在の商店といいますか移動販売の実態をちょっと調べさせていただきまして、塩沢地域ではJAしおざわが移動スーパーを運行しております。主に食料品、日用品。1週間かけて塩沢地域を回るということであります。これは市街地の中は除いてあります。このほかに食料の宅配も実施しております。大和地域は隣の魚沼市の移動スーパーが回っているようであります。大倉が火曜日・土曜日、九日町は月曜、茗荷沢はちょっと曜日が不明でありますけれども出かけるということであります。六日町では大月、五十沢、城内方面にやまちくさんと豆腐屋さんが回っているようであります。五十沢方面は波新さんが週に1回回っている。これは移動販売です。そういう状況でそれぞれお年寄りの皆さんを中心にした買物といいますか、それらの希望を満たしているということであります。移動販売も推奨する部分はありますけれども、非常に保健所での許可もありまして難しい部分もありますので、これらはどういうふうに対応すればいいのか。有効期間が許可をもらっても5年だそうです。そういうことで非常に実態的な把握を今全部するのは難しいのですけれども、大体つかんだ情報ではそういうところであります。

やはりこれからやっていくべきことは、地域コミュニティ活性化の中に「なじよもネット」の皆さん方をうまく組み込んで、ご利用といいますかご協力いただくという方向を今、模索をしているところでありますので、よろしく願いいたします。

総合保健センター構想であります。お医者さんの皆さん方も含めて今までずっと検討を進めてきたわけでありまして、議員おっしゃったように医師の皆さん方の強い要望としては今、議員がおっしゃったとおりであります。しかし、拠点整備ということに触れますと、メリット・デメリットが相当混在しますので、これをデメリット部分をどういうふうに解消していくかというのが課題でありまして、これから十分な検討が必要だと思っております。

メリットといたしますと、医療機関に付属あるいは隣接することによりまして市民の健康づくりを医療との連携により推進することができる。これは旧大和における病院と健友館との関係を見ればわかります。それから、福祉部門の統合によりまして連携がより密になって市民にわかりやすい行政執行が可能になるということでありまして、それから、拠点における福祉・保健・医療連携による事業実施のアピール効果は非常に大きい。

デメリットであります、これはデメリットというかどうかですけれども、施設整備に相当の経費がいる。費用対効果に本当にそれだけのものが出るのかという疑問はまだございます。それから、拠点となる施設を整備しても、旧町単位で行う事業ではないわけでありまして、この施設のみで広範な地域をカバーして健（検）診や保健指導の事業を実施することは不可能でありまして、ほかに数箇所のやはり施設利用が必要になるということでもあります。そうなりますと拠点整備ということの意義が認められなくなる。これは市のご承知のように可住面積が、3町になりましたので約192平方キロメートルとでかいのです。それで高齢者を含めて市民を集中的にそこに集めることはとても無理だろうと、ですので、数箇所あるいは巡回を含めた健（検）診体制がどうしても必要になる。

それから、これが整備されますと福祉・保健部門を行政庁舎の外に置くことになってしまうわけです。他の部門との連携がとれなくてなかなか市民サービスが向上しない、あるいは低下する恐れもあると、こういう懸念もあるわけでありまして。

今、平成23年度に保健・福祉の機能を本庁舎に集約してまいったわけでありまして、それ以降、他部門との密接な連携を図りながら業務は遂行できている。それから、保健・福祉部門ともに業務の内容から他の行政部門、当然ですけれども市民課あるいは税務課これらとの調整・協議が非常に多くあります。こういう部門との共通の協議、相談を必要とする民間の医療法人あるいは社会福祉法人とのつながり、これらもまた密にやっていたいかなければならないわけでありまして、拠点づくり、医療との連携、このことだけに主眼を置いての整備は先ほど言いましたように費用対効果の点から非常に非現実的な部分もある。ですので、行政庁舎の中に置くことが、現実だけを考えればそういうことが一番いいのだろうとも思っております。

こういうことも含めてこの後きちんとした方向を出さなければならないわけでありまして、けれども、これからの考え方についてちょっと申し上げます。例えば総合保健福祉センターの整備をしないで事業を進める方法として何があるかと。これは1つとして健（検）診、市民の健康づくり事業については、現行の医療機関あるいは健（検）診機関への委託方法を統一させていただいて、経費節減が図られるとともに検診方法と精度の統一を図っていけば、こ

これは可能だろうと。それから旧町単位を基本に既存の施設を活用しての健（検）診体制、これは市の施設を活用していけるということでありまして、こういう部分を従来の施設健（検）診を廃して健（検）診一切を民間の健診機関に委ねる、委託する方法もある。

それから、健友館でありますけれども、これは健（検）診機関としてではなくて施設として残るようにしてあれば活用して、これは民間委託による健（検）診方法も可能だということでもあります。それから、乳幼児健診、健康教室これらは事業の内容に応じて範囲を拡大・縮小して、対象に見合った会場を選定して実施をしていけばこのことは克服できる。

医療との連携でありますけれども、再編後の市立病院が市民の健康づくりを中心的に担う体制を整えながら、医師会との連携を含めてより密に事業実施体制を構築すると。総合計画との整合性でありますけれども、拠点施設の必要性についての十分な検証をもとにして、もし、今言ったようなことで十分拠点整備方式よりはこのほうが市民のために非常に有利だと、あるいは市のためにも有利だということになりますと、総合計画の見直しもきちんとやっていかなければならないということでもあります。今、保健部門も含めてこれらについて調整をしているというところでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

日常的な1次医療、2次医療と在宅医療の今後ということでもあります。そこに入る前に、きのうも岡村議員からも話が出ました。県ともっと早く協議をしろとか調整をしろとかという話がよく出ますけれども、一々全部皆さんにご報告は申し上げておりませんが、県とは本当に密接に連携をとりながら、基幹病院関連のことについて、医療体制については進めておりますので、県と疎遠になっているとか意思疎通がないとかということは一切ありませんので、その点をご安心をいただきたいと思っております。

そこで、平成24年9月に新潟県地域医療推進機構、これは基幹病院の名前ですがけれども、この内部組織といたしまして、開設準備委員会が設置されております。委員会には委員長に決まっております内山先生のほかに新潟大学の先生、それからゆきぐに大和病院長の宮永先生、六日町病院長、小出病院長これらの皆さんで構成されておまして、魚沼基幹病院の診療体制のあり方、看護体制のあり方、地域連携や移行のあり方、これらについてずっと検討を進めているところであります。

平成25年度にはより具体的な検討を進めるために開設準備委員会の中に専門部会を設置するというところで、今、人選を進めているところであります。この部会には新潟大学の先生、それからゆきぐに大和病院の副院長、六日町病院の先生、小出病院の先生、あるいは看護師さん薬剤師さん、これらから入っていただいて、魚沼基幹病院における診療体制のあり方を中心に検討を進めるということになっております。

現時点では将来的なゆきぐに大和病院の診療機能は、本年3月に大和地域の説明会での資料、市立病院群のあり方、この中で入院は内科主体の30床、外来は内科、和漢診療科、外科、整形外科、精神科、歯科及びリハビリで説明しているところであります。これは議員ご承知だと思います。一方、魚沼基幹病院のほうの診療科は21科を予定しておまして、外来における役割分担といたしまして、専門外来あるいは紹介外来を担うということになっておりま

す。

したがって、魚沼基幹病院の開院後は、患者さんの希望にもよりますけれども、現在のゆきぐに大和病院の外来診療科の中で泌尿器科、耳鼻咽喉科、こういう患者さんは魚沼基幹病院で受診してもらうということになるかと思えます。特定の部分ですね。内科、外科、整形外科、精神科、あとリハビリこれらにつきましては、急性期の患者さんは救急搬入や紹介によって魚沼基幹病院の診療となりますし、回復期及び慢性期の患者さんはゆきぐに大和病院や民間医療機関での診療になるという方向だと思っております。具体的には開設準備委員会の専門部会での検討も踏まえまして、県と機構など関係者との合意形成を図る中で診療の役割が決まっていくということだと思っております。

市立病院での在宅医療につきましては、ゆきぐに大和それから新病院の中にホームケア、訪問診療、訪問看護の体制を整備するという事になっております。現在、院内においてホームケア、訪問診療、訪問看護の体制について、人員配置など具体的な検討に入っているところであります。

また、在宅医療につきましては、民間医療機関もこれを担っておりますし、ご承知のように今般、石打地区に地域医療振興協会が診療所を開設することになりました。10月開設です。この診療所でも将来的には石打地区で訪問診療、訪問看護及び訪問リハビリを展開していきたいというふうにお話を伺っておりますし、覚書の調印式がこの間あったわけでありまして、その際、協会の理事長であります吉新先生でありますけれども、在宅医療や介護支援にも取り組んでいただくよう要望を申し上げたところであります。状況としてはこういう状況でありまして、将来的には在宅医療は充実をしていくものだと考えております。さらに県、機構、医師会、地域医療振興協会、こういう関係機関の皆さんとより意思疎通を図りながら医療再編を進めていきたいと考えております。

次期総合計画の方向性であります。人口減少を前提とした考え方にシフトできるか。これはシフトしていかなければなりません。しかし、減るからどうする、減るからという部分だけを強調するのではなくて、こういう施策も実行すれば現象に歯どめをかけられる、あるいは増加に転ずると、こういうこともきちんと職員あるいは我々の中で模索をしながら、そういう将来的な部分、それもきちんと打ち出していかなければならないと思っております。

プロジェクトチームの役割でありますけれども、これは非常に日本全体が人口減少ということに対して強い危機感を持っておりますので、先ほど触れましたように何とか歯どめをかけたいと、あるいはペースを遅らせる方向・方策は何があるか。平成22年度からプロジェクトチームを立ち上げて検討を進めてまいりました。引き続きもっともっと具体的な検討を進めなければならないということで、今年度は若手を中心にした職員のワーキングチーム方式で進めさせていただきます。構成員は40歳未満の職員を再募集して、柔軟な発想を取り入れて実際の施策、事業の提案、これを目指して事業実施まで進むことを何とか期待したいと思っております。

人口減少という、私たちの市がこうしたから全部とまるということとはなかなか難しいわけ

でありますけれども、庁内一丸となって取り組んでいこうと思っておりますし、いかなければならないと思っております。あわせまして、検討会議を重ねながら将来を担う職員の課題、発掘能力あるいは政策形成能力の育成も図るという狙いもありまして、先般の補正予算で議決をいただきました「若者のまちづくり会議」の課題共有、情報交換これらによって成果を高めていきたいと思っております。

進歩のために縮小する次期総合計画をとということでもあります。これを見まして思い出した言葉があります。昭和の大恐慌の元凶といわれた浜口雄幸首相の「あした伸びんがために、きょうは縮むのであります。」という言葉がありました。これを見て何か同じようなことかなと思っております。当然、人口が減る、これについてはいわゆる縮小的な部分は必ず出てくるわけです。

だけれども、それがただ縮小するだけでは困る。今ここに議員がおっしゃったように、進歩のために、あしたのために、きょうは少しこまで、こういう発想でないとだめだと思っております。減っていくのだからこの部分は全て切り捨てていけばいいやという形ではだめです。私は職員にはスクラップアンドビルドです。全部一度取り払ってみて、そして本当に何が必要かということこれからきちんと構築していこうと。それを次期の総合計画の中に、あるいは次期の総合計画でなくても来年度予算等の中に生かせるものは生かしていきましょうということをお願いしております。規定観念にとらわれずに今やっている事業が、あるいは施策が、もう今までずっとやってきたからこのままずっとやらなければならないというそういう観念は取り払ってください。一度全部ゼロにして、そして積み上げをということをお願いしておりますので、そういう成果が近々出てくるものだと思っております。以上であります。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

答弁をいただきました。では、通告の順に従ってお話を再度また聞き直すところは聞きたいと思えます。まず、人口減少による買う場所がない、平たく言えば買物難民というかそういうところ。市長は大変実態を理解していただいておりますので、質問そしてまた提案もしやすいところですが、1点だけまたちょっと認識を確認したいと思えます。考えてみれば、集落から商店が消えた背景には、大型店の出店を規制していた大店法です。大店法が規制緩和で廃止になりました。そうして郊外に大型店が進出したわけですが、さらに時代は車社会でありまして市街地は空洞化する。これを食い止めなければならないために改正都市計画法が出たわけですが、それが余り実は効果的ではなかったということでもあります。

それどころか、少子化になったりそしてまた後継者問題があったりして、さらに大きいのは集落内の小規模商店のフロンガスです。フロンガスを活用した冷蔵庫、そういうものの切りかえをしなければならない。フロンガスは製造しませんので、そうすると金がかかる。それを機に商店をやめるというのが非常に出てきたというような話を聞きます。そういう問題

がありまして、私もこの質問をするにいろいろ調査しまして、まず最初に行ったところで、人口問題そしてまた買物難民の問題、それは市議会議員ごときが頑張ったってどうにもなる問題ではない。市レベルの話ではないのだというようなことで出鼻をくじかれたわけです。

そうかといって、市民と一番近い立場にあるのが市議会でありますし、市の行政でありますので、私も市の行政も同じだと思うのですけれども、そうかといって何もしないわけにもいかない。こういう現実の中で市がやるべきことは、国レベルの問題が多いかもしれないけれども、市又は市議会議員でやれるそういうレベルのことも数多くある。そして何とかしていかなければならない、というふうなことで私は考えています。当然のこのようですけれども、その認識だけ一言お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

大きく捉えれば人口減少によってそれが発生しているということでもありますから、国レベルといえば国レベルでありますけれども、当然、地方自治体が、あるいは議会の皆さん方が、それを手をこまねいて見ているというだけでは困るわけでもあります。子育て支援も同じでありますけれども、やはりその地域に合った何か施策があるわけでもあります。それを追求していく、模索していくというのは当然だと思っておりますし、また我々の責務でもあらうと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

そういうことであると、なおさら提案、提言もしやすいようになってきますけれども、この質問のために先ほど市長も話しましたけれども、私も移動販売の調査に行ってきました。JAしおぞわさんにも伺いしましたし、上田地区で個人商店をしている方のところに行ってお話も聞きました。こういう時代ですので、私も移動販売にもっともっと頑張って手を広げて広い範囲でというような期待もあるわけです。けれども、話を聞いてみますと、これらの継続又は新しい地域での移動販売の実現は、やはり資金的なこともあったり、それこそ人口が少ないというそれが一番根本ですけれども、なかなか厳しいようであります。宅配の話もありましたけれども、高齢者を含む消費者は実際に市長もおっしゃったように、見て物を買いたいという部分がありますので、これも重宝はしているけれどもこれで全てではないというところもあります。

タクシー会社にも行って調査してきました。そして、郊外の大型店そしてまた大和地区ではスーパーでお客送迎バスをやっていますけれども、そこにも行って調査をしてきました。これも地元の方々は大変助かっているのですけれども、やっている方々は赤字覚悟でやっていて、全体的に傾いてくれば一番先にそれはやめるだろうという、それもまたなかなか厳しい状況がありました。

そして私がいろいろ考えまして、若干通告の中にも含めていたのですけれども、たどり着いたところが資料にも載せてありますように高齢者タクシー券の助成事業です。それをちょ

っと見ました。市のほうは当然、買物の関係やらお年寄りが出かける関係やらで市民バスの見直しをしていますけれども、それは幹線であってなかなか細かいところには行かない。だから市民バスと連携して、高齢者のタクシー券補助・助成というのは非常に私有効だと思のです。と思ひまして調べてみました。ただ、私が考えるにこんなことをしたら大変な事業費になるのではないかというようなことで、いろいろ10ぐらいの自治体に電話して聞いてみました。それがお手元にある資料であります。人口もばらばらの感じでありますけれども、中身を聞いてみればそのまま65歳以上、70歳以上の人に全部やるとなると大変な金額になるのですけれども、その中で非課税者に限るとか、そうしてまた年齢制限は当然しますし助成の区域の範囲を決めるとか、いろいろなことをして枠を絞れば、そこに書いてありますように同レベルの自治体でも300万円、400万円ないしは五、六百万円で高齢者の足の確保ができる、買物ができる、病院にも行ける、そしてまた社会参加もできるというようなそういうふうになっているのですよね。

聞いてみれば大変無駄な質問だったのですが、皆さん喜んでいきますかと聞いてみれば、大変年寄りの方は喜んでいましてもっと拡大してもらいたいという話がありました。それは聞けば当然そういう話は出るのですけれども、そのようなことでありまして、この500万円、600万円というのは大変大きい金額でありますけれども、先ほどいいましたように通院、買物、社会参加そういう面、そしてまた今疲弊しています商店の商工業の幾らかでもの活性化、タクシー業界も厳しいですよね。そういうところを全て考えれば五、六百万円という金が大きいのか小さいのか。これをやればほかの事業をまた抑えなければならぬ。だけれども、そこがこれから言う、市長も言いましたように人口減少・高齢化社会の予算組みの一番のポイントだと思うのです。そう考えれば高齢者のタクシー助成というのは――すぐに答弁の返事を出せということは言いませんけれども、非常にこれは検討する価値があると思うのですけれども、市長の考え方を伺いたします。

○議 長 市長。

○市 長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

1つの方法ではあると思いますが、ちょっと先ほど1回目の答弁で触れましたように、地域のコミュニティいわゆる旧々町村単位になれば、もっともっと対象者がはっきりしたりするわけです。そこで、地域コミュニティの中で例えばそのための費用を提案型で出していたとか、あるいは「なじよもネット」というものを活用していただければ、これはタクシーよりは安い。そしてお手伝いもできるというそういう連帯感も生まれるわけでありますので、これらをまず私は模索すべきだと。

お金を出さないということではありません。市全体を見て例えば700万円で済むといっても、地域の実情というのがほとんどわかりませんので、それはやはり地域コミュニティの中でこういうことをよく検討してもらって、やらなければならない地域もあればやらなくていい地域もあるかもわかりません。そこを地域コミュニティでちょっとやはり考えていただきたい。それはもう提案型予算というほうの中で。市全体で例えば700万円としますと、それ

をばっと12で割ればもう七、八十万円ですね。タクシーを全部使ったとして、それを提案型予算の中から出していく。

自分たちの地域のあり方、独自のやり方で結構なわけですので、これをやはりちょっと検討していただきたいと思っております。それも無理だ、あれも無理だということになりますと、市民バスとの連携も含めてどうしていくのかというのを本当に市全体として考えなければならぬということにはなるかと思えますけれども、まずはやはり実情のそれぞれ違う地域でありますので、そういう中で地域の皆さん方が自分たちでまず考えると、そこを私は推奨したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。この提案を全く否定するものではございません。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

否定するものではないということです。私は突然といいますかちょっと触れていましたけれども、ここで答えをいただこうとは思っていませんが、けれどもコミュニティの提案事業で高齢者の足を確保、そしてまた買物難民を救うというのは、イメージとしてはわかるのですけれどもなかなか難しい。というのは、お手元の資料にあります、高齢化率は地域的に見ればものすごく進んでいます。今27%ぐらいですけれども、将来的に30年後に37.5%になるのですけれども、既にそこに区切った地域、そしてまたあげた集落、それはもう30年後の実態になっているのです。そういう実態も踏まえて、そこら辺を検討していただきたいと思えます。

そして私が何で「なじょもネット」をしなかったかと言いますと、「なじょもネット」だと買物代行はできますけれども、先ほど言いましたお年寄りを連れて選んで買わせるというのがなかなかできないのです。ですので、私は高齢者タクシー券の助成というのを選んだわけなので、そこら辺も含めて今後検討していただきたいと思えます。

時間もなくなると思えますので次にいきたいと思えます。保健活動、健（検）診体制のことですけれども、私は総合保健福祉センターの件を今聞きましてびっくりしました。といいますか、そういう考え方も多分あるだろうし、それがよければそれでいいわけです。けれども、私が一番びっくりしたのは昨年9月、それをもっとさかのぼれば多分2年ぐらい前、3年ぐらいになりますか。その都度質問をして、その都度病院の先生方と相談したら、やはりこういう形が一番いい、市長もできれば健友館のような形でこういう保健体制をやっていきたいと。

だから、六日町の新病院の建設とあわせ今も検討しているのだというのが昨年の9月の答弁でした。それが今、そこも全くなしではないでしょうけれども非常に方向が変わってきている。その背景には、そうでなくても受診率とか市民の健康を守る、そうでない方法で明らかに安く上がるし市民も使いやすいそういう方法が見出せた、それだったら私はそれでいいと思うのです。けれども、ずっと今まで県知事も大和でやってきたそういう方式は、今の健診センターとの連携も含めて大変いいですよ、というような評価の中で動いてきたのに、こ

こでこう変わられると私もちょっと再質問に戸惑ってしまうのですけれども、そこら辺をちょっともう一言お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

どういうふうを受けとめられたか、今、議員がおっしゃったように受けとめられたとすれば、私の答弁の仕方が悪かったということでもあります。全て健友館であれ、あるいはこれからできます六日町病院のところに付ける例えば保健センター、ここに全てを統合して健（検）診も全部そこでやっていくというのは、ちょっと無理があるのではないかと。保健センターや今の大和の健友館を全部否定をしたなんてことは全く思っておりませんので、何か全部総合集中方式的にやっても無理があるということは、これは保健課の今までの健（検）診やそういうことの中で大体はっきりしてきております。

ただ、保健センターを全然つくらないとか、あるいは健友館を全部やめるのだとかなんてことを発想しているわけではありませんので、そのやり方をどういうふうにすればいいのかというのを今改めてまた検討しているということでもあります。みんな否定したなんていうことにとっていただくとちょっと、それは私の答弁の仕方が悪かったということでもあります。そういう意味ではございません。

全て統合センター方式にもっていくことについては、ちょっとこれは、それぞれの健（検）診を受ける皆さん方、こういう皆さん方に無理があろうと。なかなか受診率をまたそこでまた上げるという方向には結びつかないのではないかと。健（検）診なんて一番いいのは、ある程度自宅まで行ってしてやれば一番いいわけです。そうすれば受診率も相当上がるのですけれども、そこまではやれませんので、旧町単位といいますか旧々町単位といいますか、そういうことも含めてやはり検討する。そうすると保健センターの機能としては何を持ち込めばいいのか、どういうふうにすればいいのか。あるいはさっきも触れましたように、行政機能としての福祉保健部の中の保健課、あるいは福祉課という部分を、行政のこの庁舎から分離をさせて保健センターに全部持ち込まなければならないのか、そうでなくてやれるのか、こういうことを今検討しているということでもあります。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

いろいろメリット・デメリットあると思いますので、そこら辺を踏まえて検討していただきたいと思うのです。私が今知りうる中では、例えば健友館のようなものがなければ、南魚沼市民——それも残すかもわからないですけれども、なくなったとすれば、南魚沼市民は人間ドックを受ける場所がないですね。長岡か湯沢かそういうところに行かなければならない。で、毎年国保料が上がる、それを上げられない、法定外繰入云々というようなことになっていますけれども、その前にやはり私は医療費を下げる手だてが必要だと思うのです。そのために私は今までやってきたことは捨てがたいと思います。

もう1点、介護保険の制度の中で今、要支援1、2が介護保険から切り離されて今度は市

町村の責任でやらなければならないというような動きがありますね。そういうものにも対応するには、やはりきちんとしたセンター的なところでやったほうが、皆さんの健康は守れるし効率的だと私は考えますので、その辺も含めて今後検討していただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたので次にいきます。日常的な医療の関係で1点だけお伺いをいたします。県と密接に連絡をとりながら進めているということですので安心をしました。ただ、私がここで、大和の方もいますので確認をしたいのは、さっきから言っています大和病院のかかわりかたです。市長が言うように専門外来は基幹病院でやりますので、大和病院で受けていた方は今度基幹病院で受診をしますということになりました。それは大和病院で最後に紹介状をもらって次から基幹病院に行ってくださいということですよ、きっと。そういう人たちは何とかなのです。

そうでなくて、今まで病院にかかっていたのだけれども、病院にかかりたくなかったみたいなどころを、泌尿器科にかかりたくなかった、耳鼻咽喉科にかかりたくなかったときに、今までかかっていたのだから六日町なり、小出なりどこかへ行って、紹介状をもらって基幹病院へ行ってくださいではやはり困るのです。そういうところも含めて、基幹病院とどういうことなら可能かということ、私はやはりそろそろきちんとテーブルにのせてもらいたいと。今の話だとそういうのも含めて多分密接にやっているということなのかもしれませんので、そうであればそれでいいのですけれども、その点を1点ちょっとお伺いしたい。

○議 長 市長。

○市 長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

先ほど申し上げましたように、新しくできる将来的な大和病院の診療機能というのは、内科、和漢診療科、外科、整形外科、精神科、歯科それからリハビリ、こういうことを今目指しているわけでありまして。ですので、基幹病院との外来——基幹病院は21科を予定しているわけです。外来における役割分担として専門外来と紹介外来。紹介外来というのは紹介を受けてということですし、また逆紹介もあるのでしょうか。けれども、そこで泌尿器科と耳鼻咽喉科というこういう専門的な部分については、もう大和病院に行って紹介状を書いてもらってなんてことでなくて、直接的に基幹病院に行っていわゆる1次診療もしていただくようになっていくのだろう、そういう方向を今検討しているということでありまして。手間がかかるようになるとか、あるいは行きづらくなるとかということは全くない。しかも今までよりす早い診療体制ができるということで、理解していただきたいと思っております。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

今の最後の市長の言葉で傍聴に来てられる方も安心したのではないかと思います。時間がなくなったので、次の次期総合計画の話にちょっと移りたいと思います。

人口が減少することを前提とする考えにシフトするということは、市長ご自身でも言っておりますように単純に人口が減るとい現象だけのことを言っているわけではないのです。市長もご認識されているとおり私も自覚しているとおおり、一般に人口拡大イコール予算拡大

というふうな意味が私の中にあるのです。市長も我々議員も人口減少というとなんかこう反発を、というか、それではちょっとうまくないなというふうなことを感じてしまうのです。

だからしたがって、人口が減ることが明らかであっても、今までは人口減少でなくて活性化して人口を増やすのだと、そのために、いけいけどんどんというような施策を今まで展開してきたわけですがけれども、これからの時代はやはり市長がお認めになっているように、人口は減少するのだということを第一に考えて、総合計画なり将来計画を立てなければならないと私は思うのです。

現実性のある将来人口の設定があつてこそ、私は現実性がある財政計画も出てくると思うので、そういう面からするとこれも私ら議員としてはちょっと聞きづらい点もあるのですけれども、そういう点からすると今後の市の財政運営というのは、やはり身の丈に合った財政運営というのはやはり注意しながら進めなければならないと思うのです。市長、その辺の考え方をちょっと。

○議 長 市長。

○市 長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

身の丈に合ったという部分、これはどう捉えるかでありまして、ただ単に人口が4万8,000人でそういう市だからこの程度だというそういう身の丈と、やはりあすを目指そうという身の丈もあるわけです。私はやはりそこに収まるのではなくて、こういうこの程度の市であっても、こういうことをやればここまで行けるぞとそれを示さなくて、市民の皆さん方が将来的に南魚沼市はいいところになるなんて考えるはずがないわけでありまして、今ここでとまった身の丈というのは、私は全くするつもりはありません。

ですので、財政も当然ありますしそういう部分も含めながら、財政破綻するようなことがあつては困るわけですから。それらの中でもやはり常に上を向いて、先を目指していけるようなそういう施策を考えていかなければならない。それが、人口が6万であったときと4万になるときの違いは出るかも知れませんが、ただ単に身の丈に合った部分で納めていこうというところに固まるというつもりは、全くございません。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

力強いお言葉でした。人口減少問題プロジェクトチームについてちょっとお話ししますが、いろいろな観点から人口問題を総合的に検討する役割を担っているというような意味合いの答弁がありましたので、私は非常に安心しました。私はそこまできちんとやっているのだとしたら、もうちょっと欲を出したい気持ちがありまして、実は群馬県の桐生市も同じような人口減少対策検討委員会というのが市内の職員の組織でありまして、そこも同じような多分検討をしてきました。そして、自分の市の人口減少の要因分析とか、そこから導き出された具体的な施策を提言書ということでまとめて、そして市長に提言するのです。そしてそれを総合計画の基礎資料というふうにする。どうせするのだとしたら、人口減少問題プロジェクトチームについては、そこまできちんと担っていただいて頑張っていただきたいと思うの

ですけれども、その点を一言お願いします。

○議長 市長。

○市長 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

当然、皆さん方がそれぞれ考えて、そしてまとめる部分が出るわけです。それは私のところに上がってくるわけでありまして、全部それを実施できるか否かということは別にいたしまして、それらを中心的な資料にして次の総合計画を練り上げていく。さっきも触れましたように、その中で、もう今すぐやれ、今すぐやれると、やったほうがいいと、この部分については総合計画を待たずに、来年度予算あるいは平成 27 年度予算の中でも生かせる部分は生かしていきたいということでもあります。職員も意欲的に今取り組んでいる最中ですので、すばらしい提言を期待しているところであります。

○議長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 少子高齢化・人口減少時代の市民生活について

最後にいたします。プロジェクトチームも前向きな考えで進めているようで安心しました。平成 27 年まで続いている総合計画の次期計画を、具体的にお聞きするつもりはもちろんありません。ただ、合併 10 年そして合併特例債も終わります。交付税も段階的にだから減るわけです。人口も高齢化を進めながら減っていく。合併で器は大きくなったのですが、それを支える力が小さくなるのです。そして、市長はだから解釈によるというようなことで、いい解釈を多分されていると思うのですけれども、身の丈に合わせることで、それは萎縮することと違うのです。適正な施策、身の丈に合った適正な施策、そして選択と集中が今まで以上に重要になってくると私は思いますので、人口減少に適した質の高い市民生活のための次期総合計画をこのプロジェクトチームを中心に、またほかの課の職員と一緒に頑張っていただいたいというふうなことで終わりたいと思います。答弁はよろしいです。終わります。

○議長 質問順位 10 番、議席番号 6 番・小澤 実君。

○小澤 実君 おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より大変ご苦労さまです。それでは通告に従いまして一般質問を行います。

1 一級河川水無川護岸対策について

1 項目目ですが、一級河川水無川護岸対策についてであります。過去、平成 20 年 7 月 27 日と平成 23 年 7 月末の新潟・福島豪雨で、市内の中小河川そして一級河川で流水の増加により堤防の破壊、流出、侵食等で甚大な被害が発生し、災害復旧工事が本年 25 年度中に完了が求められており、急ピッチに作業が進められております。そんな中で水無川では新潟県南魚沼地域振興局地域整備部が所管するところで、平成 23 年末の豪雨以降にこのときは工事の対象にならなかった場所が、その後の雪解け水、梅雨時期の増水等により、堤防の右岸、左岸、流路等にある帯工等々の損傷が激しくなっております。特に市道にかかる水無橋下流左岸においては、護岸ブロックの基礎部分が流出しており、そのすぐ流路部においても護岸を守るための護床の十字ブロックの下がもう全部流されてしまいまして、ブロックが落ちる、流さ

れそうになっておるとそんな状況であります。

そしてまた、国道 291 号線にかかります黒金橋の下流左岸でも帯工直下の河床が流出いたしまして、堤防の決壊につながりかねないような状況になっております。2 か所とも堤防に隣接しまして民家があります。特に黒金橋の下流については、市営の赤石団地、そして北里大学の保健衛生専門学院の学生アパート等が 10 数棟もあります。近隣住民の不安感、危機感が増すばかりでございます。市として県へ強く改良要望を上げていただきたい部分の所見を伺いたいと思います。

2 「八色の森公園」の設備の増強について

それから 2 項目目ではありますが、「八色の森公園」の設備の増強ということで伺います。「八色の森公園」は年々認知度が増し、市内はもちろん市外からも、土日のみならず平日でも晴天日には弁当を広げる若い子ども連れや、朝夕はランニングやジョギングをされる方で利用度がますます上がっております。ここで行われております恒例のイベントの中でも市民まつり、グルメマラソン、ぶどうまつり等々は開催時に 1 万人を超える入場者があります。そのときにテントを設置する業者さん、またそのテントを使い地元の特産品、食材等々を提供する屋台村の方々より、特に水道、電気の取り出し口がもっと欲しいという声が聞かれております。イベント時のテントの位置も配列がほぼ決まったように思います。地下埋設で検討できないか、いかかでしょうか。

また、そういうイベントのときに際しまして、市外来訪者に対し出店する方々に、事前に南魚沼市の知識本とかあるいは検定本といいたまいますか、そういうものを配布して春夏秋冬のここの地元に自信を持っておもてなしの心で対応した中で、再度来訪を促す役割を担っていただき、交流人口の増加につなげればと思っておりますが、所見を伺います。

1 項目目、2 項目目とも県の所管する場所であります。大変返答が難しいかと思われませんがよろしく願いいたします。以上、壇上にての質問を終わります。

○議 長 小澤 実君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 小澤議員の質問にお答え申し上げます。

1 一級河川水無川護岸対策について

水無川護岸対策であります。今、議員おっしゃったように平成 23 年 7 月、それ以前のものもありましたけれども大変な被害を受けておまして、今、その豪雨による災害の復旧に全力を尽くしているところでありまして、何とか平成 25 年度中には完了ということだと思っております。

ご指摘のありました黒土地内の復旧対策でありますけれども、左岸のほうにこれは根固ブロックの設置を検討しております。右岸に堆積した土砂を左岸への移動も検討するということでもあります。ただし、今の護床十字ブロックの傾斜、これは河床低下に追従して傾斜したのであって、護床十字ブロックの効果を発揮した状態になっているということでもあります。この状態で今すぐ護床が全部崩れるということにはならないということを確認しておりますので、少しは安心していただいて、今、議員がおっしゃったようなその後の融雪災害そうい

う部分も含めて、なるべく早めに対応したいと思っております。県のほうにも全部この要望を上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

県も災害復旧が第一でございますので、これを今年度は全部やってしまう。あとは県単で対応できるもの、あるいは、もう新たに災害対応はできないわけですのでどういう形をとるかは別にいたしまして、これも県の方では十分理解して何とか河川の改修・維持工事を進めていきたいというふうにお答えいただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

2 「八色の森公園」の設備の増強について

「八色の森公園」の設備状況ということではありますが、確かに私も何度か行ってみまして大変な状況だと思っております。いわゆる給水もさることながら雑排水の放流も問題でありまして、これをどうするのだ。何とか改善してもらいたいということは、要望を現にいただいているところであります。そこで県が管理者でありますので、この件を県へ既に要望しております。雑排水の放流先ということにつきましては、既設公園内の下水道管路に下水道用の宅内枳の増設をさせていただいて、その枍の点検蓋を開けて、そこに放流しようということではできないかということでもあります。それから、水道部分については「むかしや」がございましたけれども、この入り口付近に給水口を新たに設置しようということで県では調整しているところであります。

これは通常課題になっているということで、当初から予算をボンと盛ったという部分ではないわけでありまして、いろいろの予算をやり繰りしながら何とか今年度内に対応したいということを県のほうでもおっしゃっております。できれば秋のイベント開催、大和の市民まつり、これまでに給水口の新設をまず優先し、そして排水口についても予算が許されるようであれば対応したいというお話しをいただいておりますので、よろしくお願い致します。

ただ電気設備、これはもう受電設備に容量がないわけです。これを全部かえるなんてことになりますと大変なことでありますので、これは簡単にはできないということを県のほうから言われております。市もイベント開催に当たりまして、テント設置やあるいは利用される皆さんの声をまた聞きながら、県立公園ということでもありますので、県当局にその都度要望を上げてまいりたいと思っておりますが、今、議員おっしゃっていただいた部分については、既に要望してございますのでよろしくお願いいたします。

それから、南魚沼の知識本的なことでありますが、実は観光協会で「虎の巻」これを出しております。これはもう市内の全ての名所、旧跡からいろいろの部分が相当入っておりますけれども、これを活用させていただいております。これを今、議員おっしゃったように全部の方にかどうかは別にいたしまして、効果的に使わせていただければまた南魚沼市にもう一度来てみたい、あそこに行ってみみたいという気持ちになっていただけるものと確信しております。これはちょっとわかりませんが、こういうことで活用させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 一級河川水無川護岸対策について

いい答弁をいただきました。ありがとうございますでしたが、それこそ黒土新田地内の北里衛生学院のすぐ脇ですけれども、あそこにはこれも県のほうで設置した「ふれあいパーク水無」があります。ここは非常に老人の方々がグランドゴルフを、大和地区の会員の皆さんが150名強もおられるかと思うのですが、健康増進も含めて一生懸命やられております。今、行ってみますと、三国川の場所に匹敵するようにきれいに見違えております。それこそあそこの河床自体が非常に堆積でもって上がっておりまして、今、グランドゴルフやっておられるフィールドと水面自体が四、五十センチぐらいしか変わらないのです。ですから、あそこはちょっと、堆積したものを排出するようなそんな要望を県にお願いできないかと思えます。せっかくあれだけきれいになっているところが、瞬時にして確か増水で1メートルぐらい、川幅いっぱいに出れば全部もう流されてしまうような状況でございますので、それを1点お願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 一級河川水無川護岸対策について

そういう具体的な部分につきましては建設部長に答弁させます。現場を確認して、上げるべきだと判断すれば上げるということだと思えますが、建設部長答弁してください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 一級河川水無川護岸対策について

現場につきましては、状況を把握しておりませんので確認し、県のほうに要望したいと思っております。以上です。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 一級河川水無川護岸対策について

よろしくお願ひしたいと思ひます。それからもう1点、やはり北里大学保健衛生専門学院がある関係で、もしものときを想定しますと、洪水等々あった場合に、区長さんから北里大学さんのほうへ連絡がいくのか、それともアパート組合さんとか。そういった防災関係のハザードマップの絡みも含めまして、連絡網というのはかなりうまく生徒さん方に最終的に伝わるようにはなっておるのでしょうか、伺ひます。

○議 長 市長。

○市 長 1 一級河川水無川護岸対策について

1 一級河川水無川護岸対策について

当然なっているわけでありましたが、具体的にどこからどういうふうには連絡をする、あるいは情報が入るといふことについては、総務部長が答弁をいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 一級河川水無川護岸対策について

基本的には地域の区長さんのところへまず連絡がいくようになっていますが、北里学院等、学校のほうではまた別個に協定もしておりまして、そちらのほうへも連絡が届くようなシステム。向こうでもまたそれに対応するような体制を整えているようにしてございます。以上

でございます。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 1 「一級河川水無川護岸対策について

ありがとうございます。水無の護岸対策については以上にいたします、

2 「八色の森公園」の設備の増強について

2点目でございますが、先ほど「むかしや」さんのところからとりあえず取り出してというお話でしたが、ぜひとも「むかしや」さんのところに出して、またいろいろな方面につながられるようお願いしたいと思います。「むかしや」さんについては、たまたまこの間グルメマラソンのときにちょこんと来られましたら、なかなか年間10万円の管理料で一日私たち600円ですなんていう話と、秋になると魚がとればここでふかしてこられた方に出しているのですけれども、それを今度茶わんを洗うところが1階部分にはないというようなことで、非常にそんな要望もたまたま受けてきたところですので、ぜひともよろしく申し上げます。話が進んでいるということでもってありがとうございます。

もう1点、最後の観光パンフの関係ですけれども、先ほどの「虎の巻」に関しては、物がよすぎてとても皆さんに全部配布するほどのものではなく、もっと凝縮したものをつくれなにかと思います。いかかでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 「八色の森公園」の設備の増強について

それはではまた、確かにこれはなかなか立派過ぎるといえば過ぎますので、ダイジェスト版的なものが可能か否か、また観光協会のほうに確認をしますのでよろしく願いをいたします。

それから、「むかしや」につきましては、これは議員ご承知のとおり公園を始める当初は一切地元でやりますと、これで県からああいう部分も許可をもらっている。しかし、やっていく中でこれはどうしてもなかなかということで、結局市が——本来は県なのですね。結局そういうことで、市が維持管理費的なものを出しているという状況であります。

ですから、設立、創立の原点を全部どこかへ忘れられますと、常に何かをつくる時は——そこばかりではないですよ——我々が管理をするから、するからと言って、ちょっとたつと必ず管理する人の給料が要るとか、あれとかこれとかという話が出てきますので、今それをどうこうということではありませんが、原点だけはひとつお忘れなきようにちょっとお願いしたいと思っております。

○議 長 6番・小澤 実君。

○小澤 実君 2 「八色の森公園」の設備の増強について

最後に1点だけお願いしたと思いますが、先般、我々南魚未来クラブで青森の八戸に会派の視察で行ってまいりました。B-1グランプリの発祥の地というようなことでもって、せんべい汁が非常にきちんともう住民の皆さんが宣伝できるようになっているといいですか、そういうことでありました。そのせんべい汁のおかげで経済効果は563億円ほどもあるそう

です。隣のちょっと離れた青森市まで行くと、もうせんべい汁なんて知らないよというそんな流れですけれども、当地で先般行われましたグルメマラソンあたりは、どのくらいの経済効果だったのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 「八色の森公園」の設備の増強について

担当部のほうで推計はしてあるのかどうか。約 5,000 人でありまして、そのうち宿泊者も相当おったわけでありまして、買物もしていただきました。お米は全部ただで出しますけれども、あとの部分はお金を出していただいているわけです。ちょっと今ここで、どのくらいだというのはわかりませんが、推定だと 10 億円ぐらいあるのか……。10 億円までいかないか。担当部長に答弁させます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 「八色の森公園」の設備の増強について

今ほどの質問に対しては、実行委員会のほうにまだ確認をしておりますし、推計という形では具体的な数字はつかんでおりません。当然、今回のイベント成功を受けて、実行委員会のほうでも今後に向けてのいろいろな検討される中で、どの程度効果が上がっているのかという部分は検証するはずですので、その辺をまた確認をしたいと思っております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 15 分といたします。

〔午前 10 時 53 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

〔午前 11 時 14 分〕

○議 長 質問順位 11 番、議席番号 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 大和商工会女性部の皆さん、傍聴を大変ありがとうございます。先ほどは本当に大和の名産である八色チョコですか、生チョコを食べさせていただきました。本当に南魚沼市のすばらしさをまた一段と感じさせていただきました。口が滑らかになったところで、声を大にしてまた一般質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

1 当市の観光産業の強化施策について

最初に当市の観光産業の強化施策についてお伺いいたします。当市の基幹産業であります農業と観光は、南魚沼市の今後の経済に大きな影響を及ぼすものであります。とりわけ観光は、旅行業、宿泊業、飲食また買物によってもたらされるなど、産業の裾野が広がることから、経済波及効果や雇用の創出効果が大きくて有望な成長分野として位置づけられております。

生産額でいいますと観光産業が入る第 3 次産業全体で 74.3%であります。雇用割合で申しますと 58%にもなります。この数字を見ても一目瞭然でありまして、いかに南魚沼市において第 3 次産業が大事であるか。とりわけ観光産業が大変な位置を占めていることはおわかり

のとおりでございます。すなわち、観光立国ではございませんけれども、観光立市としての兆戦が南魚沼市の経済成長戦略に大きな影響を及ぼし期待されているからであります。

そこで、市長にお伺いするものであります。最初に観光の顔になる南魚沼市観光協会がどのように進もうとしているのか。私だけかもしれませんが、見えないのであります。場所を今泉博物館に移しまして法人化を掲げております。市の頭となってやっていこうという思いは、私は感じますけれども、市長として市観光協会を今後どのように見守っていこうとしているのか方向性を伺うものであります。

次に観光総合戦略についてであります。平成25年度中にとりわけことしの冬には大綱を決めたいと申し出ておりましたが、その後の進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。ことしの「美女旅」又はグルメの「きりぎりしDE愛隊」に追加予算が設けられました。特に若者が本当に頑張っておられること、頼もしく思っております。本当にすごいことでありうれしい限りでございます。よい方向に進んでいるかと思っておりますけれども、それをどのようにもう一步観光戦略に結びつけようとしているのか、あわせてお伺いするものであります。

次にスポーツツーリズムについてお伺いいたします。私は何回か一般質問をさせていただきました。あれだけ質問しているにもかかわらず見えてこないというか、これは私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、具体的に進んでいるのか疑問視するわけであります。市長からは大切なことであると言っていたいております。その後の進捗状況を再度お伺いするものであります。観光の再生なくして南魚沼市の経済成長はないと感じる一人であります。具体的な答弁を期待するものであります。

2 総合的な生活困窮者支援の体制について

次に大きな2番目に移らせていただきます。総合的な生活困窮者支援の体制についてお伺いいたします。景気が上向きになってきたとは言っておりますけれども、長引く景気低迷に、またいろいろな状況が重なり、生活現場ではぎりぎりの生活もままならない人がまだまだ多くおります。このことを私たちは知らなければなりません。今議会でも私は、かねてから市税滞納者の滞納税率が高いと言ってきた一人でありました。

ですけれども、今6月議会において14.6%が9.3%に軽減されました。ある面では喜ばしいことでありますけれども、税は平等であります。だから払わない人に見せつけの高い税率を課せることは、払えるべき能力がありながら払わない人にはよいのであります。私は能力がありながら払わない人はもっと高くてもよいと思っております。が、払いたくても払えない人には高過ぎる税率であるということでもあります。いろいろな状況が重なり、払えない時期が生じたときの重みがずっしりと覆いかぶさってくるのであります。そのときに相談に乗って支援する体勢がいかに大切か感じております。

南魚沼市は今、坂戸の消費者支援センターで相談に乗っていただいております。ベテランの方から親切丁寧に対応していただいております。その中で自治体として、ワンストップと申しましょるか具体的解決策への総合窓口の強化が必要と私は感じるわけであります。市長

にお伺いするものであります。

また、市税滞納者は多くが多重債務問題を抱えております。サラ金問題が発生している人が多くいます。銀行から支援を断られる人も多くいます。その方々は生活保護一步手前の方でありまして、そうならないようにどう支援していくのか大事な部門であります。司法書士や自治体の内部組織で税務担当や国民健康保険担当、また水道担当等の滞納情報を活用することで、連絡調整また連携を円滑に行うようにして、生活再建の総合支援をもう一步進められないかと感じるわけでありまして、市長の見解をお聞きするものであります。

また、低所得世帯などに対する部分に関しまして、社会福祉協議会では「生活福祉資金貸付制度」というのを県の委託を受けて行っております。が、実態はどのようになっていますでしょうか。余り周知徹底されていないのではないのでしょうか、お伺いするものであります。

また、何よりも所得を上げるために、ハローワークと連携し就業の場を提供すること、そして住まいの確保のための給付金の支給など、生活保護にならないためにどう支援するのか。なかなか言葉では簡単でありますけれども難しいことだとわかっております。が、どうしても1人でもそういう方をなくしたいのであります。

また、角度を変えた形で質問させていただきますと、教育支援についてでございますけれども、生まれ育った親の環境によって子どもの将来が左右されないことは、これは教育の大事な部分でございます。そんな社会の実現に向けての取り組みでありますけれども、例えば角度をつけた中で、教育現場のOBの方に放課後教育の実施と教育支援で、貧困の連鎖を防止する施策の考え方等についてであります。ちょっとした行政の支援で総合的なセーフティネットの構築ができないものか、体制ができないものかお伺いするものであります。以上、発展的な答弁を期待し壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 中沢議員の質問にお答え申し上げます。

1 当市の観光産業の強化施策について

市の観光協会の今後の方向性ということでありまして、今、議員おっしゃったように市の観光協会の事務室が、平成25年度より今泉記念館の道の駅の中に移転したわけでありまして。これは、従来は大体観光情報発信といいますと、駅とかいわゆる列車関係とかあるいは高速道路のインターだとか、あるいは首都圏に行つてというようなことがありましたけれども、これが今度は、ここに道の駅構想を揚げたときから、ここを市の観光ばかりではないのですけれども、主に観光の情報発信基地としていくという理念をもって道の駅を建設させていただいたわけでありまして。

観光情報の中核ということになるわけでありましてけれども、いろいろこれから申し上げますことを含めながら、充実を図っていかなければならないと思っております。議員ご指摘といたしますかお話ありましたように、法人化も一応視野に入れて今やっているわけでありましてけれども、これは前にもちょっと当初予算で触れましたけれども、今の観光協会の中の人員体制で満足しているかと言われますと、やはりなかなか、会長はいらっしゃいましてあとは

事務局長ですか。もう1つの観光戦略を立案したり、あるいは情報発信したり誘客につながりというその部分が非常に今までは欠落していたということだと思ひまして、「観光コンシェルジュ」という制度をここに作り上げようということです。今、まだ募集して決定はしておらないようでありますけれども、そういう人材をここに配置して、市の観光戦略をきちんと立てていきたいということでもあります。

ただ、観光協会の生い立ちが、塩沢地域は非常にスキーが盛んでありますのでそこが主体、六日町地域は温泉的な部分、大和地域はそういう資源的なものが余りなかったわけでありまして、3つが寄って一つになってということでありましたので、なかなか統一的な戦略といえますか、その部分が欠けておったと思っております。それを観光協会長にも話してありますように、きちんと統一的なイメージを持って南魚沼市の観光を構築していただきたいということを申し上げているわけでもあります。

大和地域につきましては新たに、今までは学園都市構想だとかいろいろあったわけですが、ここに基幹病院という大きな——これは観光という意味ではありませんけれども、今は医療観光ということも大きく取り上げられております。そういう新たな要素が加わりましたので非常に心強いわけでありまして、それらを本当に戦略的に一つにまとめ上げて南魚沼市という部分を発信していかなければならない。そのためには相当のやはり戦略性と、また知識、これが必要なわけでありまして、コンシェルジュという方に期待するところは大きなものがあるわけでありまして、まずはここに第一歩を踏み出してみようということでもあります。

今年度は緊急雇用の関係で、コンシェルジュの方の人件費は捻出ができるということではありますが、来年度以降これがそれに該当するか、あるいは緊急雇用の部分が存続するかというのはわかりませんので、今年度の成果を見ながら市として単独で対応していくことができるのか。できるかできないかというのはできるわけですが、そういう価値が本当に出るか否かというのは、今年度見極めた上で来年度予算編成の中で生かしていきたいと思っております。

総合戦略ということでもありますけれども、南魚沼市の総合計画の中の政策大綱の中で産業振興という部分で捉えますと、「豊かな自然を生かし、自然や人にやさしく力強い産業のまち」という目標があるわけでありまして、この中で平成20年の3月に策定いたしました「南魚沼市産業振興ビジョン」これに基づいて今推進をしているところであります。

農林業、観光業、地域発展の重要な位置を占める工業、中心街の活性化に取り組む商業等、それぞれの産業を高度に連携させながら、力強い産業のまちを築き雇用の促進を図ること、高らかにうたっているわけでありまして。言葉は幾らでも発することができますけれども、なかなか簡単にこれが実現できるということではありません。

地域情報の積極的な発信、それから地域の特性を生かした地域ブランドの創造と販売経路の拡充を図って地域経済の振興を図ること。こういう2つの大きな目標を達成するために産業振興ビジョンの戦略プランを5つの柱として提唱しまして、観光・商工・雇用の分野を隔

てずに一つに貫くということ、貫流させていくという産業構造を図らなければならないと思っております。産業振興ビジョンの中間見直し、6月に産業振興ビジョン策定会議を開催して作業が進んでいるところであります。

観光分野におきましては、現在進めております雪国観光圏これらと連携して行います「観光地域づくりプラットフォームの形成」、食によるまちおこし団体、これは「きりざいDE愛隊」の「南魚沼きりざい井」、「食による観光まちおこし推進」、市のブランドであります米・水・酒・きのこ・温泉、こういうことも含まれているわけでありまして、きょういただきました八色のチョコですね、スイカチョコ、これも大きな事業の成果と、あとこれのどう販売網を広げていくかということが求められるわけでありまして。

今、国際大学の学生さんから、去年の雪まつりから実施しておりますが、去年、おとしですか、国際大学のWEBコンテスト、これは世界に南魚沼市の観光資源的なことを発信していこうということで、国際大学と連携いたしました海外プロモーションということも今やっているところであります。

これからやはり我々に求められるところは、例えば牧之通り、これは非常に大きな注目を浴びました。浴びましたが、一度来てみてそれで終わるという可能性が非常に高い。この後の戦略が今は欠けているわけでありまして、佐渡のように「一度行かぬばか、二度行くばか」何てことになられては困るわけでありまして、一度は行ってみたいけれども二度と行くところではないというような思いを定着させられますと、これは非常に大きな打撃であります。幸いにも今その地域の若い皆さん方も、このままではやはり困る。このあとにどういう物語性を接続させて、また来ようとか、今回来たときは見られなかったけれども次はここを見たい、あるいは行ってみたい、そういう戦略を立てようということで動き出し始めておりますので、非常に心強いことだと思っております。

戦略プランということになりますと、市の行政だけが音頭としてどんどんやるということではないわけでありまして、民間の関連企業こういう皆さん方の戦略、あるいは力を借りて全体として南魚沼市を発信していこうと思っております。

スポーツツーリズムでありますけれども、その後の進捗ということではありますが、今、スポーツツーリズムという部分は非常に大きく取り上げられておりまして、運動公園整備これらもそのことを大きく念頭に置きながら今、調整をしている最中でありまして。

1つの成果としますと、来年の8月23日にご承知のように東京六大学野球のオールスター戦がここで開かれるわけです。我々が大学野球連盟の事務局に伺った際にそういう話を聞いて、内藤さんという事務局長からこちらへおいでいただいて現場を見ていただきました。本当に素晴らしいところだと。これはもう合宿地としては最高だと。1つ欠けるとすれば、雨天時に屋内で合宿の成果を上げるといいますか、そういう部分があればもう鬼に金棒だということもおっしゃっていただいております。そういう意味も含めて市でそれだけの大がかりのものをというのは非常に厳しいものがありますので、県立武道館の誘致にそういうことも含めて名乗りを上げさせていただいたわけでありまして。

この地域で、やはり合宿を含めたスポーツツーリズムというのは本当に大きな魅力がありますし、先般、新潟県の高校テニスのインターハイ予選等があったわけでありますが、その際も本当に大勢の皆さんがおいでいただいて、2泊あるいは3泊していただいているわけでありまして、これは議員おっしゃるようにもっともっと具体的にこうだという部分を盛り上げていかなければならないと思っております。

幸い、国際大学と明治大学が連携いたしました。先般、明治大学のほうから国際大学内に専門の、明治大学内では部長級の方ですけれども、こちらへ赴任をしていただいて、今国際大学の中に籍を置いて一生懸命取り組んでいるわけですが、8月1日を目標に明治大学とも包括協定を結ばせていただくということで、今その準備を進めております。

明治大学ばかりではありませんけれども、明治大学という大きな大学と包括協定ができますと、ここにそれこそスポーツ関係も含めて合宿とか、また試合をしていただくとか、いろいろのことが期待されるわけでありまして、そういう基礎部分をきちんとやっつけていこうと。実際的に成果がきちんとあらわれてくるというのは、今の大原運動公園が完成をした暁ということになろうかと思えます。

それ以前からスキー関係あるいはいろいろの面での合宿、テニスなどはその一番でありますけれども、そういうことの中でスポーツツーリズム的な部分を推進していこうということで進めてきておりますけれども、もっともっとやはりこれを大きく拡大させていきたい。冬場になりますとスキー、スノーボードがありますが、スノーモービルこれも大きく取り上げさせていただきたいと思っております。実は先般、若い皆さんからことしというか来年の2月になりますけれども、雪まつりの際にスキーとそれを組み合わせてジャンプをする、この普及・宣伝をやりたいので雪まつり会場にジャンプ台の設置ができないかというような話もありました。これは今検討してもらっておりますけれども、そういうことも含めて春夏秋冬を問わず、この地にそういう目的を持った皆さん方から大勢訪れていただくように一生懸命努力しているところであります。

具体的にこれができた、あれができたということは、今は申し上げるところではございませんけれども、県がスポーツ雑誌等へ新潟広域スポーツセンターのホームページ紹介を実施しております。掲載予定雑誌がベースボールマガジン社の陸上競技マガジン、ベースボール・クリニック、サッカー・クリニック、テニス・マガジン、バトミントン・マガジン、コーチング・クリニック、熱中バスケット部、こういうものがあるそうです。ここに全部ホームページの中に紹介をしているということでありまして、県も一緒になって今後は一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構の観光地域づくり委員会に参加して、他の地域連携も含めた活動を目指して行くということになっております。

今、申し上げましたように既に多くの学校や競技団体から南魚沼市の合宿においでいただいておりますので、これからますますそれらを広げていくということに期待もしますし、施策をきちんとしていかなければならないと思っております。

南魚沼市が平成23年度の冬からアウトドアブランド「モンベル」のフレンドエリアとして、

本年4月6日に日本国内最大級のアウトドアフェアであります「モンベルフェア イン 横浜」ということがあったそうであります。そこに初めて出店をさせていただいて、登山あるいは山岳レジャーの観光誘客宣伝も行ってきたところであります。

それから雪国観光圏では「スノーカントリートレイル」こういう構想もありますし、近年のアウトドアレジャー志向の高さということを見据えまして、きちんとした対応をしていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2 総合的な生活困窮者支援の体制について

生活困窮者支援の体制であります。市税滞納者への相談支援体制ということでありますけれども、税務課のほうでは失業あるいは疾病、災害こういうことの中で生活困窮に陥り、納期内納税が困難になった方の納税相談に応じておりますし、その際、税の減免、納税の猶予、分納こういう取り組みをさせていただいております。これは市税の滞納者に限らず対応しておりますし、市報等で広く周知をしているところであります。それから臨戸、訪ねるということですね、それから電話の催告、これらも実施しております。

国民健康保険証の短期証あるいは資格者証、こういう方々に対する年4回の更新時には、納税者の収入状況はもちろんのことでありますし、特別な家庭事情がある場合にはそれも含めてお聞きをして、納税者の立場に立った納税相談を実施しているということであります。それから必要に応じて福祉サイドにもつなげております。総合支援体制といいますか窓口そのものは、税という部分が出てきますと当然税務課でありますし、議員がちょっと触れられました水道から始まりましていろいろな部分があるわけですが、それは副市長をトップにしたその態勢をきちんと構築して、部内であるいは課内同士でそれぞれきちんと情報を連携し合いながら対応しているところですので、よろしく願いいたします。

これらは全てがやはりもとをただしますと、生活困窮者という皆さん方の自立を促すためにやっているわけでありまして、いつも申し上げますけれども、ただ単に税をあるいは不納料金をむいても剥いでも取ってくる、それが目的だということではありません。それは当然納めてもらうということは目的でありますけれども、究極の目的は自立ができるように、こういう体制で進めております。

それから参議院で審議中、もう成立したのでしょうか、まだ確かしないと思っておりますけれども、生活困窮者自立支援法というのが今審議中でありまして、その中で議員がお話にありましたように相談支援事業の創設、生活訓練あるいは社会訓練を含む就労支援策の創設、困窮家庭の子どもに対する学習支援、住宅支援給付こういうことが包含されてありまして、平成27年4月1日に施行が予定されているところであります。

県は昨年度から個人に寄り添ったサポートということで、パーソナルサポートサービスモデル事業を新潟、長岡、上越で実施しておりまして、さらに法案施行に向けたモデル事業を平成26年度にも実施するという計画であります。

我が市も平成27年度からの実施に向けて、生活保護には該当しないが生活困窮状態にある方への相談業務について、これら県も含めた関係機関とのまた一層の連携を図っていこうと

思っております。

生活福祉資金貸付制度、これは議員おっしゃったとおり社会福祉協議会で実施しておりますけれども、低所得者、障がい者ということの自立支援の促進を図っておりますが、これからも民生委員の皆さん方を含めた関係者と連携しながら、もっともっとやはり制度の周知を図っていかねばならないと思っております。

就労の場の提供につきましては、生活困窮者の中には病気あるいは障がい、これらを抱えているために一般就労が困難な方、あるいは長期失業者、就労経験がないため生活習慣に問題があり直ちに一般就労につくことが難しい、いろいろございます。こういうことにつきましては、まずは就労意欲の喚起、動機づけを行いつつ社会参加・職場体験を通じた訓練を受ける、こういう幾つかの段階を設けることが必要だと言われております。一般就労の前段として、被保護者につきましては福祉的就労やボランティア活動を進めておりますので、今後はこういう生活困窮者にもこのことを拡大できるのか検討したいと思っております。

学習支援につきましては、本年度からNPO法人に事業委託して取り組みを始めました。現在は被保護者世帯を対象としておりますので、残念ながら参加者はまだ少数にとどまっております。これは国の事業の動向を見極めながら、将来的に対象世帯の拡大が可能かを検討してまいらねばならないと思っております。

住宅支援給付につきましては、現在の緊急雇用創出から恒久制度として、これは100%補助ですが、国負担75、市負担25%への衣がえが予定されております。この法案が成立しますと市の責務として取り組まなければならないこととなりますので、平成27年度法制化に向けて、現行制度の中で生活困窮者への自立支援に向けて適正に事務を執行していきたい。平成27年の法案の成立を機に市にも大きな責務が生じるということとなりますので、それらに向けて今検討中ということになります。よろしく願いいたします。

○議 長 質問の途中ですが、昼食のため休憩とします。休憩後の再開を1時ちょうどいたします。

[午前11時47分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

なお、会計管理者から家事都合により午後欠席の届けがありましたのでこれを許します。

[午後1時00分]

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 先ほど市長から本当にご丁寧なる答弁をいただきました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。市長の話をお聞かせいただきまして、希望が持てるというか、具体的にあのよう考えていただいているということをお自身も改めて自覚させていただいた次第であります。具体的に進める意味でも若干質問させていただきたいと思っておりますが、よろしく願いしたいと思います。

1 当市の観光産業の強化施策について

最初の市の観光協会の件でございますけれども、これは法人化を今、目指しております。

これはいろいろの感じがありますけれども、私が単協でいろいろな部分を聞いたときに、法人化に関してどのような報告を実際市長は受けておられるのでしょうか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 1 当市の観光産業の強化施策について

法人化につきましては、ご相談といいますか話があったのは去年ですけれども、ちょっと冒頭、確か中沢議員に申し上げたつもりであります、やはり観光協会はそれぞれ地域によって非常に取り組み方が違ってきておったということと、ある意味スキーに特化をしたような部分が非常に強かったわけであります。当然スキーはスキーとしてやっていくわけですが、他の観光資源にもきちんとした目を向けていかなければならない、それをきちんとやっていかなければならない。そういうことのためにも、やはりある程度均一化するといいますか、一方だけは非常に負担金が高くて力は強くてということは、ある意味是正していかなければならない。そういうためにも法人化という形の中でやっていくことがいいのではないかと、こういうお話でありまして、それはいいことだろうといことであつたように私は記憶しております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

そのようであれば私はよろしいかと思うのですけれども、私の耳に入ってくる部分では、さっき同僚議員からも話がありましたが、負担金を取られる、そのほかに今度は上がるという部分が出てくる。そういうことを考えたときに二重パンチを受けるという、単協からそういう声が上がっているのが事実でございます。私は本当に現場が大変にならないようにしていただきたいということなのです。

今、消費税が上がろうとしております。なかなか私ども第3次産業というものは、それを価格に転換できない苦しい部分でいるわけでございますので、その点を私は心配しております。市長がおっしゃったように、市として自立を目指そうと均一化して、大きなベースアップをしようという考え方はすごく私はいいと思います。そうあるべきだと私自身も思っておりますけれども、そうであるからこそ、私は市の観光協会というものが、ますます体力的にも、人材的にも強くならなければいけない。そうしないとやはり精神力というものがなかなかできてこないわけであります。

その中で市長は今コンシェルジュという部分で、私どもの地域にこれから掲げようとしております。これに関しては800万円という予算を計上しております。そういう面では私は、お金云々ではなくてその1人の方が左右するという、大きな部署にいるわけであります。先ほど市長からは、まだ今公募中で決まっていないということでもございましたけれども、これに関しまして、ただ公募しているかと思っておりますけれども、どのような働きかけで公募しているか。私は大事な観点かと思っておりますから、ちょっとその点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市の観光産業の強化施策について

方法等、具体的なことについては担当のほうでお答えいたします。一度面接等もやりましたが、なかなか意にかなう方がおらなかったのもたまたま再度という話は伺っております。慎重の上にも慎重を期すということは、ある意味いいことだと思っております。しかし、ただめがねにかなわなければという、そのめがねというのが、個人的な意向でそれが左右されるようでは困るのだということは申し上げておりますけれども、具体的なことは担当の部長からご答弁申し上げます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 当市の観光産業の強化施策について

具体的には緊急雇用ということでハローワーク等通じまして、期間を定めて応募があった者を面接したということでございます。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

市の観光協会の顔であるこの部分が強くなるということは、私はいいいことだと思っております。ちょっと、申し訳ないですけれども部長の答弁を聞かせていただいた中で、若干待っているというようなそういう認識だけのような感じが私はしました。やはり民間の専門家まで働きかけた中で、任期が1年という部分であるから、なかなか難しいかもわかりません。

ですけれども、先ほども同僚議員からありましたが、先に八戸市に私どもの会派で政務調査に行つてまいりました。そのときに一生懸命中に入っているのを学ばせていただいたのは、やはり専門家を入れないと進まないということです。ただ、公募しただけで来るというようなそんな甘い世界ではないということです。そのことをきちんとこちらのほうで発信をしないと、人材が集まらないのではないのかと思うわけでありまして、そういう点をもう1回お願いいたしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市の観光産業の強化施策について

一般的にはさっき部長が話をしたように、当然ですけれども、主体がハローワークということでしょうけれども、働きかけという部分については、これは例えば現在の観光協会長が、あなたも、あなたもという働きかけというのは非常に難しいことなのです。ですので、その辺をどういうふうにやっていくかというのはまた課題かも知れませんが、余り私も今、それは早いほうがいいですけれども、あせって——変な話になりますけれども、変なものをつかんでしまったということでは困るわけです。なるべく早くとは申し上げておりますが、拙速にならなうようにということだけは申し上げております。働きかけ方等について、私たちは一応観光協会に委託したということになっておりますから、その辺をもし部長が事情を知っておったらまた答弁いたします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 当市の観光産業の強化施策について

1回目はそういったことで不調に終わったといたしますか、そういう経過もございます。観光協会のほうとしましては、当然、旅行・観光等に造詣の深い、商品の企画力そういったものがある方、あるいは場合によっては旅行業そういった資格等もある方というようなことを想定しております、具体的には旅行エージェントのほうにも打診をしているという話は聞いております。以上です。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

ありがとうございます。部長から今、発言いただきまして、こんなことを言っては恐縮ですが安心いたしました——安心と言ったら言葉が大変恐縮でございますけれども。八戸では、ある面は民間の専門の派遣会社に依頼しておりました。それがいい悪いは別として、今、部長が言われるとおり、私ども各分野においては本当に関心をもっていますし、大事な左右される分野かと思えます。ぜひ、人選を頑張ってください、いい方から来ていただくことを私も祈っている次第でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでもう1点私が心配しているのは、頑張れば頑張るほどどうしてもぶつかる部分があります。何を言わんとしているのかはわかるかと思うのですが、今、市内でも観光協会が法人化しているところがあるわけがございます。これから、例えばこちらの部分で頑張っていく、今までの既存の部分で頑張っていく、そういうときにバッティングするわけがございます。そういうときにどのようにうまくコントロールしていくかは、大事な部分かと私は思いますけれども、市長はこの点どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市の観光産業の強化施策について

現在法人化をされている観光協会とか、これからまた市全体の観光協会がということでもあります。バッティングといたしますか、今までも市の観光協会と、具体的に言いますと六日町観光協会ですね。この中でやはり意思疎通がちょっとまずかったりとか、あるいは問題というほどのことではないですがやはり出てきたことは事実でありまして、そのたびごとに私が相談を受けておりました。

ですので、これからも目指す方向はみんな同じわけでありますから、お互いが角を突き合わせていようもないわけですので、その分野分野できちんとやっていくということに尽きるわけでありますけれども。もし、そういう問題等が起きれば、それは担当課、部、あるいはそこで調整がつかないことであれば私のほうへ上がってくるという、これは申し上げてありますので、そうならないように。ただ、それでまたお互いが萎縮してしまうということでは困るわけですので、その辺は調整をきちんととりながらやっていかなければならないと思っております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

本当に市長がおっしゃったように両方とも大いに羽ばたいていただきたい。そのような部分で、全てはやはりプラス思考で考えていきたいなと私は思っている一人であります。現場が困らないように、ひとつぜひその指導力を自治体に期待したいと思っております。

次に総合戦略についてでございますけれども、優秀な職員さんがいるわけですので、私がどうこうという部分ではないのは重々承知しております。ですけれども、と言ったら言い方があれですが、それであるからなおさらちょっとお聞きしたいのですけれども、先日、先ほど言ったように我が会派で八戸へ行ってまいりました。それでやはり行ったときは、市長が今、一生懸命力を入れていただいている、行政も私どもも、市が力を入れているB-1グランプリの部分で私どもは行ってきました。せんべい汁の部分であります。

私は聞かせていただいたときになるほどと感じたのがあります。全くの手弁当から始めていった。10年前に全く観光地でなかった。そして新幹線が通る、ではどうするかということで、江戸時代、ずっと昔から各家で米が全然取れなくて、そして粉にしていたせんべいを、それをではひとつ武器にしようと。みんなが各家で夕飯にはいつも食べていたものだったそうであります。それを1つの商品というか、皆さんの知恵であるような状況に、日本初の食文化に対するグランプリという商品化をしていったわけであります。

これは私が言うまでもなく執行部がもっとよく知っているわけでございますけれども、そこで私が感動したのは、成功の理由をお聞かせいただいた中で、1つがやはり「まちおこし」が大前提になって全てを考えたと言っております。これは当たり前のことですがけれどもなかなかできない。やはり我々観光というのは、自分のことは一生懸命やるけれども、そうではなくて地域全体を、自分のことはさておいて、どうするかということはなかなかできないのが、観光の弱さであります。そういう面で、それを最初お聞かせいただいたときは、本当に私は感動いたしました。だから同業者は入っていないのだそうであります。全然別の部分のメンバー28人から出発していた、そういう話を聞かせていただきました。

そして2番目に話をされたのが、実は話題をつくってメディアに発信したということです、話題をつくって。このことにつきまして、確かにおっしゃっていましたが、順位をつけるのは目的ではないのだと。そして話題をつくった中でどうマスコミが捉えてくるかということで、今現在200社が来ていると聞きしました。わかるような気がします。

全く次元が違いますけれども、私も地元で「田植え選手権」というのを市の応援のもとで立ち上げさせていただきました。全く小さいものでありましたけれども、確かに話題は大きいです。毎年マスコミからただで取り上げていただきまして、全国発信していただきました。田んぼであるためになかなか場所が制限されておりますので、難しい部分がいっぱいありましたけれども、私たちの地域において、まだまだいっぱい全国に発信できる、そういうものが全国大会のようなレベルでそういう形にしていったら、どんなに話題が出るだろうかと感じた一人であります。それは田植え選手権云々ではないです。そういうように私はすごく希望を持たせていただいたことであります。やはり原点は民間がやったということでもあります。民間が一緒になって手弁当でやったということなのです。それをすごく私は感じてきました。

今、若い人たちから一生懸命頑張ってもらっています。休みになると本当に頑張ってもらっています。そういうことを「女子力」「美女旅」ではないですけども、そういうことをぜひ頑張ってもらいたいと思っています。

ちょっと私が気になるのは「きりざい井」ですけども、これだけ力を入れても、我が市でなかなかそれがあちこちで今浸透されていないような気がしてならない。私自身もこんなことあんまり言えた義理ではないのです。ちなみに八戸では200店舗のどこでも食べられるようなそういうシステムにしておりました。私たちの地域に関してはきりざい井は、多くの人が来たときに、きりざいというのはどういうのだと、提供できる体制をつくっているかどうか。この点をもう一度、やはり自分の足下をもう一度考えてみるべきではないかと私は考えましたけれども、市長の意見はどんなでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市の観光産業の強化施策について

「八戸のせんべい汁」あるいは「富士宮の焼きそば」とかいろいろありますが、私たちのところのきりざいDE愛隊の「きりざい井」が愛Bリーグの正式加盟になったということは、これは今、議員がちょっと冒頭で触れられましたように、その地域のまず伝統的な食材であるということです。それからただ単に食を売らんがためにやるということではなくて、まちおこしにこれがどうつながるか、つなげようとしているか、つながっているか、これを全部審査した上で加盟が認められたわけであります。

八戸さんはもう長いわけですが、我々はまだ2年ですから、いよいよことしから豊川ですか、グランプリの大会に出場ができるような資格をいただいたわけであります。今、議員がおっしゃったようなことをきちんと踏まえながらやっていかなければならないと思っておりますし、マスコミ等への話題提供、これについてもその都度いろいろな面で、つい先般は本部加盟が認められたというそれを提供させていただいて、これも新聞あるいはテレビ等で宣伝放送されたところであります。

もちろん一番の目的はまちおこしでありますから、ただただ、きりざい井を売ってしまえばいいやということではないわけでありますので、そういう理念にのっとりやっております。そしてほぼ手弁当であります。出始めは愛プロジェクトの部分で、それは基金の積立金を利用したりということありましたけれども、今はほとんど何でもなし。ただ、例えば豊川に行かなければならないとかということについては、これはまだ駆け出しでありますから当然市がその辺を支援しながらやっていくということであります。

今、市内にどのくらいきりざい井を提供するところがあるかというのは、この後担当部長に説明させますが、ある意味簡単な部分でありますので、どんどんとやはりもっともってそれを提供するお店屋さんが増えていただきたいと思いますと思っております。市内でどの程度の認知度かと言いますと、確かに一般的にきりざい井——きりざい井と我々のところは言うのですが、きりざい井というのは我々の年代はわかります。ところが我々より若い、私の子どもや孫の代になると、「きりざい」といったって何だという程度ですね、まだそれは確かにあります。

これをきちんと認知度を上げていかなければなりませんし、昔流の本当の昔のきりざいでは、今はなかなか食として、喜んで食べていただけることではありませんので、ちょっと工夫を凝らしながらやっているわけであります。市内での認知度といたしますか、これについてはもう少しやはり検討しなければならないと考えております。あとは部長からまた説明を申し上げます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 当市の観光産業の強化施策について

具体的な件数といたしますか数字というのは把握しておりませんが、十数件提供していると承知しておりますし、学校給食でも提供されている。またメンバーのほうで学校のほうに伺ったりして、いわゆる「きりざい」というものを子どもたち等にピーアール活動をしているということで、まさしくいわゆるまちおこしという部分で、商品を守るがためということではなくて、活動してもらっているということでございます。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

私も聞きましたところ、きりざい井には定義があるそうでございます。私たちが思っているきりざいという、何かごちそうがないときに食べたというそういうイメージがあるものですから、我々は何かそんなもので売れるのだろうか、そういう関心でいましたけれども、どっこい内容を聞いてみますとごちそうなのですね。もっともっとアピールしてしかりではないかと私は思います。十数件云々と今、部長から報告がありました。その件数に関しては私が何を言わんとしているかわかるとも思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

B-1 グランプリの事務局長さんにお会いしてきました。木村さんという方でありましたけれども、その方に私は「きりざい井を知っていますか」と質問させていただきました。そしたら、「もちろん知っております」と。「きりざい井に対してどのようにお考えですか」と質問させていただきました。そしたら、私が言ったのではなくてその方は、「南魚沼市さんですから日本一の米があるではないですか。それをもっと前に出したらいかがですか」と、そういう意見でございました。それは言葉で終わらせたいと思っています。いろいろの見方があり、私たちはそれを自信を持って今、これを始めようとしているわけですので。でも、そういう意見もあったということをお伝えしたいと思っています。

そこで、私は魚沼だとやはり日本一のコシヒカリ。私どもが視察に行くとどこでも必ず言われるのが日本一のコシヒカリです。そこで、やはり私はもう一度南魚沼市で日本一の米どころであるマイスターというか、免許というか、そういう講釈、能書きと言ったら言葉は悪いですけども、そういうものを自信を持って伝えていける人を、私はどんどんつくるべきではないかと感じる一人であります。勉強をし、研究会みたいなものをした中で、そういう免許をいただいて、誇りを持ちながらそれをどんどん発信していくような、そういうものを我が市として立ち上げていったらどうかと思いますが、その点、こんな急で恐縮ですけど

も、それに関してはどう思われるでしょうかお聞かせいただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 1 当市の観光産業の強化施策について

マイスターというのか、そういう制度的なことだということですが、それはちょっとまた検討してみます。今ちょっとお話がありました。ただ、我々の地域で私も含めてですけどもこの年代で、日本一のコシヒカリ、南魚沼産コシヒカリは十分語れます。ただ、それをもって外部に出て行くということは余りしていません。

今、私は全国簡易水道協議会の会長をさせていただいておりますが、必ずといっていいほどお互いに懇談会をやりますと、まずはお酒の話、あるいは米の話が出るわけです。なぜ南魚沼産がおいしいかというこれは、一応披露はできるわけでありまして。そういうふうに宣伝しておりまして、今般、職員であります事務局長から1年間約1俵買いたいということで申し込みがございまして、ある方をお願いをして販売をさせていただいております。

それはそれといたしまして、この部分はやはり必要なことだとは十分感じておりますが、ただマイスター制度的なことがどう、検定をするほうがどこまで知識があるか。前に今井守夫さんか——今はちょっとご病気ですが、確かこの方だと思っておりますけれども、今、実は川崎市の小学校で社会科の教科書の中に南魚沼産コシヒカリこれが紹介をされております。なぜ、どういう地域で、どういう気候で、そしてどうだこうだという、これは社会科の教科書に載っているのです。今井さんという方が教科書の中でいろいろ説明しているのです。

ですから、そういう方がいらっしゃるわけで、今井さんは今ちょっとそういう面では無理でしょうけれども、もうそういう方は確か検定などしなくても幾らでも語れるという部分があるかと思っております。どういう形でそれを立ち上げて、どうその皆さん方にご協力いただけるかというのは、ちょっと検討をさせていただきたいと思っております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

ありがとうございます。ぜひ検討していただければと思っております。今ちょうど教科書の件がありましたけれども、実は五日町でやっていた田植え選手権も、5年生の社会科の教科書に載ったのであります。報告していなかったので申し訳なかったですけども、文科省から来られまして、青木の方の部分とあとそれに写真など、特に今回は半端でないので写真に写っている方のぜひ了解の確認をとりたいのですと。そんなことがありました。私たちの地域は本当に世界に誇れるものを持っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

時間があれですので次の3点目のスポーツツーリズムについて若干お伺いさせていただきたいと思っております。これはスポーツの部分でございますけれども、社会教育課で実質担当しているわけですが、社会教育の事業計画の中で、どこを見てもこの部分は出てこないであります。1点も出てきておりません。

スポーツという市民に対する部分に関しては、本当にありがたくいろいろ出てきておりま

すけれども、ではそれを外部にどうするかと、外にどうするかに関しては一字も出てきてないわけです。ですから現実はなかなかやはり進めるのは、今のままでは難しいなということを感じているわけでありまして。それでスポーツツーリズムの会議一つですら、現実はなかなか今のままでは持てないのではないのか。やはり、総合的な部署を超えたそういうプロジェクトを、プロの部分に民間を入れてつくっていくべきではないかと思っておりますけれども、この点市長、もう一度お願いしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市長 1 当市の観光産業の強化施策について

ある意味生涯教育的な中でのスポーツという部分は、当然社会教育課という部分で担当しておりますし、それから学校等の施設の利用等についてもこちらのほうで担当しているわけですが、スポーツツーリズムという部分については、これは商工観光に入っておりますので、産業ビジョンのほうできちんとやっていく。

ですから、窓口的にといいますか担当は商工観光であります。当然ですが社会教育の関係ともいろいろ連携をとりながら今、スポーツツーリズムについて推進をしているというところでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 12番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

今、市長がおっしゃったように部を超えたそういうものをぜひ私は立ち上げていただきたいと思っております。なかなか現実にやはり一歩進まないのであります。そこをしない限りはなかなか難しいのではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私が申すまでもないのですけれども、隣接の自治体ではコンベンションというものを設立して始めております。今、観光の施設等は生き残りをかけてもがいているのが事実でございます。地域のものを利用していかに生き残りをしようか、駆け抜くかというふうにやっております。頑張ろうとしております。私はせめて他の自治体に、ハンデがないようにしていただきたいのであります。

それで、先日市長からは夏の合宿の使用料金等も検討してみますと、答弁をいただきました。これは条例ですからなかなかすぐはできないかと思っておりますけれども、その点について市長いろいろお忙しいと思っておりますが、もう一度その点お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市長 1 当市の観光産業の強化施策について

これは今議員がおっしゃったように、ちょっと南魚沼市は高いということが言われております。それで、この部分は今、社会教育課のほうで資料収集を行っている段階でありまして、それらを見た上で適正な料金にしていかなければならないというふうにやっております。この夏に間に合うということではありませんが、来年以降は、これが下げられるのかまた上げなければならぬのかそれは別にいたしまして、きちんとした体系の中でやっていけると思っておりますし、そういたします。

○議 長 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 当市の観光産業の強化施策について

ぜひ、検討していただきたいと思っております。私の言わんとしていることはわかるかと思しますので、この部分に関してはこれで終わりたいと思っております。

2 総合的な生活困窮者支援の体制について

最後の部分でございますけれども、総合的な生活困窮者支援の体制についてであります。やはり市役所というのは、ある面では多くの機関との調整役でございます。市民が迷わずに相談できる体制ということで、先ほど市長からいろいろ個々の話をお聞かせいただきました。なかなか案内をしても現実来ない人が多いのであります。それをどう早く掌握して、早く支援していくか、これは私は大事だと思います。市としてもよく玄関に来ると、困りごと相談をしていますとあるけれども、現実にはなかなか来ていないと思います。その点、1人でも具体的にそういう連携をして、市長がやっていくということでございますので、ぜひそれを期待したいと思っております。よろしく申し上げます。

そして、言葉が適正ではないけれども生活保護を受けていられる方がいまして、私がすごく気になるのは本人が悪いあれですけれども、健康の方でも生活保護をいっぱい受けている方もいます。それはそのときの状況ですから一概には言われませんが、私が気になるのは、生活保護を1回受けてしまうとなかなか意欲がどうだろうかということで心配するのであります。

ましてや50歳以下の若い人たちが。やはり人間というのは楽なほうをしてしまう。そんなことではいけないのであります。そういう面で私は例えば社会福祉協議会がやっておられるボランティアのようなものにどんどん参加させて意欲を持たせるということ。そういうことがチャレンジ精神を絶対失わないという、そういう部分は大事だと思いますけれども、その点、市長はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合的な生活困窮者支援の体制について

先ほどちょっと申し上げましたように、長期失業者、これは障がい等を持っていただけない方で一般就労が困難——困難といえば困難なのでしょうね、そういう方。あるいは就労経験がない、生活習慣に問題がある部分的な部分がある程度該当してくるわけでありましてけれども、こういう皆さんがなかなか急に、そら、仕事につくと、あるからどうぞということも言っても難しいということで、まずは就労意欲の喚起、動機づけ、こういうことを行いながら社会参加、職場参加ということの中で福祉的就労やボランティア活動を今進めている最中でありまして、こういうことがきちんと成果として結びつくように、またより一層力を入れていきたいと思っております。

○議 長 12 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 総合的な生活困窮者支援の体制について

ありがとうございます。ちょっと時間が迫ってまいりましたので、最後の質問とさせてい

ただきたいと思いますけれども、私が調べていた中で感じたというかわかったことがあるのです。生活保護という部分で言葉が適切でなかったらおわびしたいと思うのですが、生活保護で育った子どもさんは、大人になって生活保護になる確率がかなり高いというふうな、そういうことをお聞きしたというか数字で見ました。貧困の連鎖というかそういうことは親の背中を見て育つとよくいわれておりますけれども、そういうことがあっては困るのでありまして、やはりそうなるならば教育という部分にどうしても入るわけでありまして、

市長は中学校を卒業してからのニートの方たちに、そういう方に勧めていると。なかなか集まらないのですが、という話がありました。私はそれを一步下げて生活困窮者の方を対象とした教育、OBの方たちの学習教室を開催してはどうかと思います。親の環境で子どもの教育が左右されないように、ぜひここで打ち切って新たにまた頑張るのだという、そういう部分のひとつ支援を、市長にお願いするのか、教育長にお願いするか私はどっちにしたらいいかわかりませんが、どうかそういう生活困窮者に対する支援という、教育の大事な部門でありますので、最後お聞きして終わりたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 2 総合的な生活困窮者支援の体制について

この負の連鎖といいますか、今、議員がおっしゃったように親がそうで子どももそうなる確率が非常に高いということは、先般何か新聞等で私も拝見させていただいたことがありまして、まさにそういうことはどこかで断ち切らなければならないわけでありまして。親が立ち直っていただけるのが一番でありますけれども、それが無理だということも多数あるわけでしょう。そこで、それを今度は子どもたちに全部またつながっていくということだけは、やはり避けていかなければならないという思いから、今いろいろやっているわけでありまして。今、議員がおっしゃったようなことが現実的にやってみて効果があるか、あるいはやるのが可能か、このことも含めて改めて検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

〔「おわります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 傍聴者の皆様ありがとうございます。発言を許されましたので質問をしてまいりたいと思いますが、水入りの大相撲のあとでありますので、幕尻の平幕力士がどういう相撲をとるか。いつもどおりしかないなというところでありましてけれども……

〔「肩すかしだと思ってください」と叫ぶ者あり〕

初日に行われました市長の所信表明の中で幾つか気になることがありましたので、その辺をほんの 5 項目ほど質問をしてみたいと思います。

1 保健・医療・福祉

まず保健・医療・福祉でありますけれども、この 3 法案の前に「関連」という部分を入れていただきたいと思います。国は子ども・子育て関連 3 法案成立を受けて、第 1 回子ども・子育て会議を開き、子育て環境の変化に対応をした支援策を根本から見直す。大都市での待

機児童の解消と、地方での特殊な事情に対応ができる施策を強化しようというものであります。少子化の時代での幼児教育に係る家庭の負担の軽減を図ろうという大きな政策転換でもあり、これに伴う地方の対応も大きな転換を迫られています。

平成 25 年度から地方は地方の実情を調べ、それをもとに 27 年から本格的に実施される 5 年間の計画を立てるものであります。平成 26 年度終了を目標とした市の次世代育成支援後期計画の後継として、この 5 か年計画が位置づけられると考えております。

さて、今議会に提出されている平成 25 年度の保育園、こども園の入園状況を見ますと、定員充足率に大きな差が出ております。鳴り物入りで始まったこども園は定員割れを起こしている。こうした実情を踏まえて、公立、私立、公設民営のあり方に対する市の基本的な考えを問うものであります。

また、子ども・子育て会議で地域型保育として位置づけられる小規模保育、家庭的保育、居宅型訪問保育、事業所内保育に対する市の基本的な考え方を問うものであります。そこで子ども・子育て関連 3 法と市立保育園の今後についての基本的考えを伺うのであります。

2 教育・文化

次に教育・文化であります。平成 25 年度南魚沼市行政改革大綱アクションプランに新たな指定管理者委託への検討が、指定管理者制度の形骸化、つまり同一事業者の継続と費用の増大を防ぐための手法を検証すると記載されております。文化・スポーツ振興公社に委託している社会教育施設は、大原運動公園、文化施設、スポーツ施設と 3 分割されて委託する方向が示されております。

今議会に報告されている総務文教委員会での事務調査によりますと、新図書館は市の直営となっております。駅前の活性化を前提に設計をしている、女性が増えた、お客が増えた、今までと違う発想の運営をしている図書館がある、そういうことは承知をしているが、市の直営でも勉強をしながらやればできると担当課の意気込みが報告されております。あっぴれでありました。

しかしながら、開館時間やショッピングセンター内のイベントや共同事業などをみれば、テナントのどれかに委託をするほうが、市の意気込みの運営は実現できると考えるものであります。そこで、指定管理者制度の見直しと新図書館の管理を「ラ・ラ」内のテナントに委託することの考えを伺うものであります。

3 産業振興

次に産業振興であります。TPP 交渉参加を決めた現政権は、新たな農業施策、10 年で所得倍増を打ち出した。かつてウルグアイラウンドで農産物の輸入を緩めたとき、農業保護を狙って 6 兆円という巨額の予算を投じたが、結果は経営面積の拡大も後継者育成も計画どおりには至っていないのが現状であります。中山間地域等直接支払制度を活用した農地集積は、県内他地区では高齢化率上昇により村落機能減退に対する対策としても活用されておりました。人・農地プランによる一経営体の耕作する農地を増やそうという国策は、市内でもこの 1 年間の賃貸借利用権設定が 100 町歩増えていることから、多少は評価ができます。しかし、

市内にあつては飛び地という問題がさらなる農地集積を阻んでいるのが現状であります。経営効率を考えるとこの飛び地問題は、意識改革が必要であり難問であります。

ところで、高齢化の進む集落では、手直しをすれば十分住める空き家が目立ってきております。新規就農を考えているUターン・Iターンする人の住まい確保のために、こうした空き家に改修費を補助することは、新規就農者を増やし、村落機能減退を緩和し、農業経営体の労働力確保の一助となると考えるものであります。

そこで人・農地プランによる農地集積と、Uターン・Iターン支援での新規就農者支援についての基本的な考えを伺うものであります。

4 住環境

次4つ目、住環境であります。3月当初予算で太陽光発電住宅に対する補助金を決めましたが評判はよく、本議会で倍増の補正を組んでおります。新潟県ではメガソーラー発電所建設で話題をまいていますが、住宅用太陽光発電設置業者に対する補助を決めました。これらは再生可能エネルギーに対する取り組みとして評価ができました。市では平成23年から平成32年までの10年間を期間とする地球温暖化対策実行計画を平成23年3月に策定をしました。二酸化炭素排出量起源としてこの計画に示されているデータを見ると、電力が圧倒的であります。方策として太陽光発電システムの導入支援が記載をされておりますが、今年度の予算づけがこの方策に変更をもたらすものなのかどうなのか。さらなる再生可能エネルギー対策としてどのような考えを持っているのか伺うものであります。

そこで、太陽光発電補助の追加予算増にあわせた低炭素社会づくりの取り組みについての考えを伺うものであります。

5 行財政改革・市民参画

行財政改革・市民参画であります。よそ者、若者が町を活性化する。特に次世代の若者がまちづくりに主体的に参加をすることは、将来を担う世代には大変よい経験となるはずであります。市では「天地人」放映にあわせて、若者のプロジェクトを立ち上げ、それにつながる愛プロジェクト設立もその流れであると解釈をしております。与えられた予算をみずから膨らまし、何十倍、何百倍もの経済効果を期待しておりましたが、市内の若者がみずから進んでまちづくりに参加をするという大きな命題は今ひとつ解消されていない気がします。

そこで今回、若者まちづくり会議を起こし、広く若い世代の知恵を結集して将来の南魚沼市をしょって立つ若者に、市民協働の本当の意味を理解してもらおうという姿勢は評価をいたします。米沢市の鷹山塾は、「なせばなる」「若いチカラがまちをつくる」と米沢から情報発信などを基本に、高校生から社会人まで、若い感性のイベントを実行してきています。市が目指す若者まちづくり会議とは何を指し、何をさせようとしているのか伺うものであります。

そこで、鷹山塾への若手職員派遣や、若者まちづくり会議設立で若者を育てることに対する基本的な考えを伺うものであります。

以上、壇上での質問を終わります。いつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待しておりますが、

答弁内容によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

○議 長 寺口友彦君の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 寺口議員の質問にお答えを申し上げます。

1 保健・医療・福祉

子ども・子育て関連3法と市立保育園の今後についてということでもあります。まず最初に保育園の充足率であります。今般新設されました「むいかまちこども園」のことだと思えますけれども、5月1日現在、定員90名に対して77人の入所、入所率86%であります。そのうち、閉園した余川保育園から転園した児童が54人。ただ、余川保育園の3月時点での児童数は77人でしたので、ほぼ余川保育園の入園児童数が移行した形だと、現在ですね。今も入所申し込みがきておまして、このこども園のほうでハローワークに職員の募集を行っているとのこと。こういうことも伺っておりますので、これから未満児の入園も見込まれるということで、入所率は上がっていくと。もともとが余川では77人でありましたので、この受け皿部分としてはもう全く、定員に対して率的に低いという部分がありますけれども、これからまたその分野が広がっていくものだろうと思っておりますので、特に今心配をしているところではございません。

公立、私立などの保育園に対する基本的な考え方ということでもありますけれども、ご承知のように市町村には「保育の実施義務」がございますので、保育園の入所調整、保育料の徴収これも市の責務となっております。ですので、新制度となっても市町村の責任がある程度強くなることはあっても、従来とそれ以上変わるものではないと考えておりますし、そうだと思います。

都市部に待機児童が集中したということの中から、この子ども・子育てという部分が出てきたわけでもありますけれども、その大半がやはり3歳未満児だということでありまして、この中で設置が容易であります定員20人未満の小規模保育、あるいは定員5人までの家庭的保育を推進するということは、都市部の待機児童対策としては有効な手段だろうと思っております。

我々の地域にこのことが即、何と申しますか求められるか、あるいはそれをやらなければならないかということになりますと、そういうことではない。今のところは私どものところは待機児童ゼロでありますので、そういうことにはならないだろうと思っております。現況としてはそういうことでもあります。

それからへき地という部分で急速な人口減少地域での子育て家庭の支援として、身近な地域における保育を確保するという意味から、小規模保育を新制度の中で創設する。これはもしかすると、ちょっと遠隔地から通わなければならないというような部分に対しては、我々のところも検討すべき部分が出るかもわからない。これは非常にある意味ではいいことですが、ただ、非常に小規模と申しますか、1人、2人ということになりますと、お子さんの成長過程の中での問題等も指摘される部分もあるかもわかりませんので、慎重に対応していこうと思っております。

子ども・子育ての市町村計画は、平成 25 年度から平成 26 年度半ばまでの約 1 年半の間に、市民へのニーズ調査を踏まえて、幼児教育、保育、子育て支援に必要な需要計画と供給計画を策定するという予定になっております。その前段といたしまして、新制度に対する理解の共有を図る。こういうことから平成 25 年度で終了する現行の次世代育成支援対策推進法によります行動計画の評価について、市町村計画に反映することも検討していかなければならないと思っております。

ただ、このニーズ調査は、子ども・子育て会議で決定される基本方針にのっとり実施しなければならないということから、現在もこれは国の動向を注視しているところであります。

この部分については本当に幅広いニーズがあるわけでありまして、ですので、市が公立とか私立こういうことで区分するのではなくて、市全体で取り組んでいくという姿勢は今までも堅持してまいりましたし、これからも変わるものではないと思っております。保育施設の整備計画につきましても、きちんとした検討をしてまいりたいと思っております。

2 教育・文化

指定管理者制度の件であります、社会教育施設の 3 分割委託、これは平成 23 年度からモニタリング評価制度を導入施行して、指定管理者制度の形骸化の防止手法を検討していたところでありまして、これは社会教育施設の 3 分割の委託というのもその一環での対応ということと理解いただきたいと思っております。

ご質問の新図書館の運営につきましては、平成 22 年 6 月に市の図書館整備検討委員会の中で、「図書館の目的を果たすためには、専門職員等による長期的観点に立った運営計画・啓発活動・事業実施が重要となるため、市の直営での管理・運営が望まれる。」という答申をいただいております。

ご承知のように現在の図書館は、公社に委託しているわけでありまして、来年の 3 月末まで運営管理を行いますけれども、新図書館につきましては指定管理と直営のメリット・デメリットを考慮した中で、直営で実施するという方針を——この図書館計画が浮上した、そして答申をいただいたときから決定をしているところでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。議会でもずっとご説明を申し上げてまいりました。

この直営での実施方針に基づきまして、現在、担当課と関係各課で人員体制の協議を重ねながら、おおむね方向性を出したところであります。職員 2 名、一部委託職員 2 名これを基本といたしまして、臨時職員等については時間帯やそういうことの詳細を詰めていく中で検討していかなければならないと思っております。

開館時間や休館日についてもおおむね決定いたしまして、県内の他の図書館と比較しても遜色のない内容になると考えております。開館日数では従来比 119%、開館時間で 145%になる予定であります。ですので、市民の利便性の向上が大きく図られるものだろうと思っております。

ご承知のように図書館というのは収益事業ではございませんので、これは本当に公共サービスということになりますから、市が市民の生涯学習を保障するための経費ということであ

ります。新図書館の完成に合わせて市で責任を持って運営するという、本来こういう姿だったわけですが、その姿に戻すということでもありますので、よろしく願い申し上げます。

ちなみに県内における図書館の直営指定管理の状況であります。中央図書館を除きまして、地域館や分館を含む72館ございます。そのうち直営で56館、指定管理で16館であります。指定管理については私どものところも含めて、長岡の地区館が7つ、三条が3、十日町、見附、私どものところ、妙高、刈羽、新潟県の点字図書館これが指定管理ということでありまして、直営が圧倒的に多いということでもあります。

3 産業振興

人・農地プランについての新規就農者支援についての基本的な考え方ということでもあります。議員おっしゃったように、市内、私たちの地域の農地集積につきましても、非常に点在したような形になっているとか、それから農地の需要に対して供給がある意味不足しております。そしてさっき言いました条件不利地というこういうことが重なって、農地供給農家の土地を一括して借り受けるという事例が多くなっております。耕作圃場が連担するような面的集積が不十分になりがちでありまして、効果的な農地利用という観点の中からは、やはり問題が若干残った形であります。今まではですね、今までは。

しかし、平成24年度から導入されました「人・農地プラン」の部分、これを利用した中では、農地利用集積円滑化団体への白紙委任が基本となっております。その白紙委任された農地を、地域の中心的経営体へ面的集積が図られ、より効率的な経営ができるようにするためにはどのようにすべきか、市内の農地利用集積円滑化団体であります各JAとともに、人・農地プラン推進チームにおいて、現在も検討が重ねられております。この言わんとしていることはご理解いただけますか。

こういうことをきちんと進めていきますので、今後は面的集積についても一定の成果があらわれてくるものだと思っております。

Uターン・Iターンでの新規就農者支援についてということでありまして、現在その新規就農につきましても、年齢制限がちょっとございますけれども、新規就農給付金制度による「準備型」、「経営開始型」これらの支援によって、新たに就農する方や就農に向けた準備期間についての一定の支援を行っております。この中でこの新規就農者の年齢制限という部分が先般、長島農林大臣政務官ともお話しした際に、この年齢が40歳とかそんなものは要らないと。60歳でも65歳でも若干経験のある方は就農をしようと思えばできるんだから、そういうところまで道を広げるべきだというのが、長島政務官の持論でありまして、農水省としてぜひともそういうことを進めてもらいたい。そういう話も申し上げてまいりました。

Uターン・Iターン者への支援ということでもありますけれども、現在市内の「人口減少対策ワーキングチーム」によりまして、さまざまな検討がなされております、住まいの確保対策に限らず、いろいろな分野での支援も考えていかなければならないと思っております。

今、県でも「人口問題対策会議」というのを3月に立ち上げました。その中で、産業振興

戦略ワーキングチームというのがございまして、そこに南魚沼市へ農業分野として参加要請がございましたので、農業振興係長がこのワーキングチームの一員として県の中で提言をしたり、いろいろ頑張っているところでありますので、申し添えておきます。

4 住環境

太陽光発電の関係でありますけれども、太陽光発電に対する補助制度を創設いたしまして本当に市民の皆さんからご理解いただいて、当初予算では間に合わなくなったということでありまして、これは本当に再生可能エネルギーあるいは環境保全こういうことに対する市民の皆様方の関心の高さ、こういうことに本当に敬意を表するところでありますし、感謝を申し上げますところであります。

今回のこの補助による効果といたしましては、当然でありますけれども地球温暖化防止、自然エネルギー利用を促進するという、あわせ省エネ、節電意識の醸成、災害時の非常用電源として利用する、あるいは市内太陽光システム設置業者の雇用と事業拡大これも支援する、発電データを補助対象者から収集いたしまして、発電機性能向上に反映させる、こういうことでエネルギーの地産地消を目指すという部分も大きく目指しているところであります。

平成23年に地球温暖化対策実行計画を策定した際に行いましたアンケート調査の中で、行政に対して期待する取り組みとしては、ごみの減量化・リサイクル促進に続き2番目に多かった「太陽光発電など自然エネルギーを利用した設備の導入に対する支援制度」これに今回取り組んだということでありまして、当然、来年度も継続して取り組まなければならないと思っております。

今それ以前から低炭素社会づくりの取り組みということの中で、太陽光のほか、太陽熱、小水力、バイオマス、風力発電あるいは雪氷冷熱エネルギーこれらがあるわけでありまして、既に採用されているもの、あるいは費用対効果の点で導入が難しいもの、それから当市にはそぐわないと結論が出たものもありますけれども、引き続き市も研究検証を進めてまいりたいと思っております。

あわせてまして低炭素社会形成のための取り組みとして、これも前にお知らせ申し上げましたが、カーボンオフセットでありますけれども、昨年の降雪の早さで遅れておりました検証でありますけれども、今月下旬に検証機関が調査のため来市予定となっております。その報告によりましてCO₂削減量について新潟県オフセット・クレジット認証審査委員会で認定いただければ、販売することができるようになるということでありまして。

それから県との共同事業によります「屋根貸し」事業によります、畔地浄水場屋上での太陽光パネルによる発電事業が始まります。この事業の中では県内最大面積の発電が予定されておまして、年度内に完成すると聞いております。この発電量の実績あるいはメンテナンス費用等の管理費が公表されたときにより数値が出れば、民間企業参入の機会がもっともっとまた増大してくるものだと期待をしているところであります。

5 行財政改革・市民参画

「若者まちづくり会議」は何を目指すかということでもあります。もうこの基本的な部分は、若い皆さん方が常に世の中の改革も進めるという基本的な中には、「後生畏るべし」という理念を持ちながら、若い皆さんの力を十分活用していく。そしてその意見を取り入れながら、自分たちがやはり提言したことが実現していくという、その喜びも一緒に味わっていただきながらやっていこうということでもあります。若い皆さんが自分たちの住んでいる地域を、本当に自分たちの力で将来を明るいものにしていく、いけるとそういう希望を持っていただく。あるいはその実現ができたときの達成の喜びをお互いに感じ合いながら、また次世代にそれを伝承していくと、こういうことが目指す道筋であります。以上であります。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉

まず子ども・子育ての部分でありますけれども、大都市での待機児童解消がメインでありましたけれども、中を見てもみますと、今までの縦割り行政でありますよね。要するに学校教育法であったり児童福祉法であったり、こういうものを取っ払ってやろうというのが国の方針でありますから、当然、南魚沼市でも子育て支援課と学校教育課、これがチームをつくってやらざるを得ないという部分が出ます。その部分を担うと思われるような地域版の子ども・子育て会議——地域版のですね。これは努力義務になっておりますけれども、要するに学校教育課と子育て支援課が一緒になってもう縦割りを取っ払ってやるということについては、市長はやる気があるのかどうかちょっとお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 保健・医療・福祉

この問題は以前からも、子育てという部分は、教育関係の中と非常に密接な関連があるということで、子育て支援課なるものを教育委員会部局に移行するかとか、いろいろ前教育長のときからも話をしておったところであります。ただ、今のその当時のまま移行してもやっぱりその中でまた割れる弊害がある。幼稚園と保育園とかその問題が出てきますので、ちょっと時期尚早だろうということでありました。今回この法案がきちんとしたことによって、じゃあそれが取り払われたかと言いますと、そういう問題ではないわけでありまして。

ですので、当然ですけれども子育て支援課と教育委員会の中が、横の連携だけをきちんととりながらやっていくという方向をまずやっていきたい。そこで今言ったようにどちらかのほうに一つにまとめたほうがいいんだという方向性が見えれば、これはもうちゅうちょなく統合といいますか組織改革はやるつもりでありますので、今はもうちょっと様子を見させていただこうと思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉

予算の問題もあつたりもしますけれども、予算に関していけば先ほど施設についてもきちんと今後整備を考えていくという方向がありました。要するに統廃合でありますよね。これも当然視野に入れての発言だろうと思っておりますけれども、この部分についての統廃合の

方針についても、平成 27 年度にはもうはっきり出てくると承知をしていいわけですか。

○議 長 市長。

○市 長 1 保健・医療・福祉

議員がおっしゃる部分は「保育園」という部分だと思うんですけども、前々から申し上げておりますように、今現在予定されている統廃合という部分については、塩沢保育園と中保育園を一体化するか否か、この問題が存在しております。これ以外については現在、それはまたこれからどんどん人口減少が進んで子どもたちがいなくなるような状況が出れば、これは検討していかなければならないわけでありましてけれども、指定管理者制度ともあわせ今現在まだそれ以上の踏み込んだ部分というのは、検討的なことは課内、部内ではしておりますが、まだ方向性としては上がってきていないというのが実情でございます。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 保健・医療・福祉

この部分は今年度ですね、国のほうからアンケートといいますか調査のやり方自体は示されて、それを受けてから市内の調査が始まるわけですけども、やはりがらっとやり方を国は変えたという部分がありますよね。要するに保育園に行っていようが家庭にいようが、もう子ども全体を国といいますか地域も含めてやろうという考え方でありまして、非常に踏み込んだ部分だなと思っております。大都市型であったとしてもそれが許されるのであるならば、地方自治体でもそのやり方を当然取り入れていかなければならない部分だろうと思っております。既設の統廃合、それから担当課については、承知をしましたのでこの部分についての質問を終わります。

2 教育・文化

続いて図書館の部分でありますけれども、図書館については検討委員会の中で直営が望ましいという答申を受けての部分での、直営の継続ということでありましてけれども、平成 25 年度の社会教育計画をいただきました。この中で図書館ということで運営方針が出ております。生涯学習の拠点施設であるという部分と、事業計画についてもいろいろ書いてありますけれども、こういう部分が直営でなければならないのであろうかなという部分については、それこそ検討委員会でいろいろ議論をされたわけでありまして、今さらという感じもします。ただ、民間であっても十分こなせるものだと思いますけれども、市長自体はこの部分を見てこういうのはもう直営でなければならないのだというふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化

今、市の行政全般を見まして、法律的にだめなものは別にいたしまして、直営でなければならないという部分は確かなと思います。民間でもやればできる。

しかし、行政という公の部分が存在している以上、これを直営でやるべきか委託でやるべきかという判断は、当然そこで出てくるわけでありまして、私は今までは図書館という部分を、六日町でいえば市民会館にある図書館部分は、一時といいますか、当初、指定管理者制

度ができたときに文化スポーツ振興公社のほうに指定管理として委託をしたわけですが、決してこれは委託をしてよかったというふうにはずっと私は思ってはきませんでした。それは別に公社のほうに問題があるという意味じゃありません。これはやっぱり図書館というのは、さっきも触れましたけれども、市の行政サービスの主たる一環だということになりますと、これを民間に委託するという方法は、やはりよろしくないという私は思いも持っていました。その中で委員会の中でも直営でという答申も出ましたので、そこに踏み切らせていただくということで参ったわけでありまして。民間でできないことではありません。

よく武雄市の部分が言われておりますけれども、これはこれとして、それはそれで市の皆さんの考え方ですからそれで結構なんでしょうけれども、決して民間に委託したからここから事業収益が上がるという部分は出てこないわけです。そうなりますと、どういう工夫をするかということについては、非常に限られてくるわけでありまして、ある意味、民間にはなじまないという考え方も私は持っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化

この駅前の新図書館については、中央図書館という意味合いのほかに、もう1つ大きな意味合いを持っているわけです。要するに、とりあえずは「ラ・ラ」の中に買物のお客を増やすということ、それから駅前の商店街にお客を増やすということでありまして。そういうことを考えていくと、開館時間については先ほど多分19%アップぐらいで利便性は図れるのではないかというお話でしたけれども、セブンイレブンじゃないですけども、7時から11時というような民間であればこういう発想をしたいと思います。

これは単体が収益を上げるのではなくて、何時から何時ぐらいが市民のために利便性があるのかということを考える、あるいはその買物を考えるということであれば、そういう時間帯の設定も出てきます。そうすると直営であるということは私は阻害条件になってくると思うわけです。なので、この新図書館のもう1つ持っている意味合いからすれば、やはり誰に委託をするのか、委託云々ではなくて、もうテナントの中でもって考えてもらうという形ではないと、私はもう1つの意味合いというのが生きてこないと思いますけれどもいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化

時間的な具体的なことについてももし必要であれば、この後、教育長のほうに答弁させますが、当然「ラ・ラ」の開館、閉館時間を考慮した時間帯に設定をしているわけでありまして。ですので、何らそこに大きなそごはないと私は思っております。時間のことがわかったらちよっと言ってください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 教育・文化

現在の開館時間予定でございますが、平日は9時半から夜の8時まで。土日、祝日については9時半から夜7時まで。この土日・休日についての7時までというのをもうちょっと延

ばそうかという検討は今進めておりますが、予定時間は以上述べたようになっております。現在の開館時間については、9時から平日は夕方5時まで、金曜日のみ9時から夜の7時までということですから、かなり思い切ったつもりで時間を延ばしているということだと思います。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化

お買物の方ということになると普通の9時ぐらい開店といいますか、そういうところが多いかもしれませんが、もう1つに高校生の利用ということになりますと、始電で来ると六日町に大体7時ぐらいに着くわけです。学校が始まるのに1時間とかということも考えると、それから学校が終わってから終電が大体9時前ですね。そこら辺を考えると早朝からやるということについては、子どもたちにとっては非常に便がいい。

もう1つは朝市という部分があるんですね。ショッピングセンターでの朝市というものが。そういうところに活用しようとしたときに、あれだけの面積部分のシャッターが閉まっているということであると、やっぱりお買物の皆さんたちの利便性等を考えたりすれば、私はもうテナントにお任せをするというほうが、市民にとっても非常にありがたい部分だと思いますけれども、もう一度どうですか。

○議 長 市長。

○市 長 2 教育・文化

具体的に話が出た朝市においていただく方が、図書館を利用してということが、私はまず考えられないと思っておりますし、一応でも図書館においていただくという方は、それでも本を見ようという方でしょう。朝市の短い時間帯の中に来てちょっと図書館に寄って用を足していこうという方は、あれば別ですけど私はそこまでやる必要は全くない。

図書館としてのアイデンティティといいますか、この独立性的な部分は必ず持たなければならぬわけでありますので、スーパーの中へどんと置いておいて、さあスーパーと時間帯も何もみんな一緒にしてごちゃ混ぜにしまえという考え方は、それは私は邪道だろーと思っております。「図書館」このアイテムはきちんとやっぱり持たないと、図書館としての機能は果たせない、と考えております。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 教育・文化

これを実際に市のほうがテナントへどうかというふうな提案をした場合に、テナントが受けないということもありますよね。ですので、一方的に私がああしろ、こうしろとは言いませんけれども、少なくとも、例えば武雄市の例なんかみれば、本を借りればポイントがつくわけですよね。そういうところを使っていくというのは、やっぱり民間でやっている人たちの発想なわけです。私は図書館の中で野菜を売れと言っているわけではないのですから、そこは勘違いしないでほしい。そうではないんですよ。

やっぱりあそこを一体的に活用するには、皆さんの利便性云々と言っても、図書館の中で

騒ぐわけではないのですから、問題はそういうショッピングセンターであつたりそういったところが、商売としてどうかなという部分をやっぱり一番に考えてあげなければならないのではと私は思っているわけです。この部分については平行線をたどりそうでありますので……。

この指定管理については、市が指定管理制度を導入する基準として、管理委託しているものは指定管理にする。これは原則としておりました。直営でも設置目的を考慮し移行をすると、これは2つ目であります。もう1つは新規施設は原則指定管理にするという、この3原則をもって指定管理制度を導入したわけです。そうすると直営でも設置目的を考慮し移行するという部分について、私はこの新図書館については、確かに中央図書館であります。ですが、立地条件からみてもやっぱりラ・ラというショッピングセンター、あるいは駅前の商業施設これらについてのお客様の獲得だという、そういう目的を持たせているわけですから、こういうところは考慮するべきではないかなと思います。恐らく答弁は同じでありましょうから、この部分についての答弁は必要ありません。

3 産業振興

3つ目の地域就農者の部分についてちょっとお伺いをいたしますけれども、新潟県の中では中山間地域と直接支払制度についての効率性ということで、毎年シンポジウムをやっているのですけれども、ことしは3月に行われました。その資料の中で、平成24年9月から12月の間に、この集落協定を結んだ942の集落に対してアンケートを行いました。その中で新規就農者の育成についてどうですかという質問をした中では、「既に取り組みを始めた。」というのが9%であります。「今後取り組みを考えたいが取り組み開始予定である。」というのが3%、「取り組みたいと考えているが現在未着手だ。」というのが34%ということで、これだけの集落の協定を行っている中であっても、この新規就農者についてはなかなか取り組みを解消できないという部分が見えてきているわけです。

1番の理由は、やはり飯が食えるのかという部分でありまして、先ほど市長がおっしゃったように40歳以下ということで、県は年間150万円で最長5年間と新規就農者の部分を出しましたけれども、私はまあそういう面でいくと市長と同じで、例えば定年退職をした方たち、地元縁のある方たち、Uターンをする方ですね、その方たちにはこちらへ来て新たに新規就農というわけではないですけれども、その営農体へ就職をして労働力を提供していただくときに、やっぱり住まいという部分が非常に問題になってくると思います。どこに住むのか。一軒家を買うだとか、あるいは家賃を払ってどこかを借りるとかそういう方法もありますけれども、この空き家に対して市のほうが積極的ですよというところを見せるために、空き家に対して改修費の一部を市が補助をしますよというところが、私は1つの動機づけになるのではないかなとは思っています。この動機づけになるという部分についての市長のお考えをお伺いします。

○議長 市長。

○市長 2 教育・文化

答えは要らないと言いましたけれども、先ほどの部分でポイントカードとかそんなことは

別に指定管理としなくても、あの中に入っている皆さん、あるいは駅前の商店街の皆さんと図書館が連携をすれば幾らでもできることです。決して指定管理がどうだこうだということに、直営が硬直的にそういうことができないということに当たりませんので、何とか駅前の活性化にも十分結びつけられるような方法を一生懸命模索してまいります。

3 産業振興

新規就農に際しての空き家の修理の支援といいますか、それは全く考えないなんてことでありませんで、そういう方向性が見えるということであれば、これは積極的にやっていかなければならないと思っております。

ただ、私どもが東京塩沢会とか首都圏六日町会とか東京大和会とかというところに出た際に、「皆さん方、そろそろもうまたふるさとへ帰ってきて」というお話を申し上げてはいます。それから、一度アンケート的なこともやったんですが、来たいという方はまずおりませんでした。これはやはり幼いときといいますか幼少時代に、非常に雪とか苦勞した面が多過ぎて、またどうもそっちへ行って生活しようという気にはならないと。

ただ、そうでない方はそういう恐怖感でもないですけれども、苦勞した体験を持たないわけですから、雪国というところに憧れてまた来てくれるかもわかりませんので、そういう部分はどの程度の市場があるのか、あるいはそういう希望的な部分があるのかというのはきちんと調査をした上で、有効的な手段をつくっていかねばならないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

新潟県夢おこしプランというのが策定をされたわけです。この中でも農業の一経営体当たりの売上げを 3,000 万円まで伸ばしていこうと、その中で労働力確保という部分ですけれども、やっぱりUターンであったりIターンであったりという部分の奨励というものが出ているわけです。こういうところを生かしながらどうかなという部分もあったのです。

実は石川県の小松市のほうでは定住促進奨励ということでありました。その中でも農山村住宅の奨励金制度というのがありました。どれほど効果があるかという部分については、実際行って調査をしてきたわけではありませんけれども、こういうようなところはやっぱり動機づけになるのであろうと。確かに東京塩沢会の方たちは、私も出ますけれども毎年高齢化をしていきます。あの方たちに戻ってこいというのは、失礼な言い方ですけれども、ほぼ無理だと思います。やっぱり定年を迎えて60歳を過ぎて、もう一遍農業をしてみようかなという、縁者もあるしまた近くにいるという方たちが、「ところで南魚沼市というのはどういう援助があるの」といったときに、「こういうものもありますけれどもどうでしょうか」と言うための動機づけに私はなると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 3 産業振興

農業がやっぱりなりわいとしてやっていけるという部分について、今の形態では全く無理

だということは十分ご承知だと思います。最低でもやっぱり 20 町歩ぐらいを経営するという
ことでないと、なかなか業としてはやっていけないのであらうと思っております。

ですから、いい悪いは別にいたしまして例えば株式会社の農業参入とかそういう道も、私
は開いていいと思うのです。別にそれで農地が荒れるとかどうかこうとかなんてことはな
いわけですから。産業廃棄物をそこに集積するとか、変な心配ばかりしておかしい既得権を
守ろうとしている部分がありまして、なかなかこれが進みません。

そういうところも大胆にやっぱり開いていくべきだと思っている。ですから、農業関係の
所得の倍増なんていうのは、きのうも触れましたけれども減反は全部やめるとか、農業参入
を株式会社であっても一定条件のもとで認めるとか、そういうことをやっていかなければと
てもとても簡単に済むものではないと思っております。

そこで、前段が長くなりましたけれども、こちらへおいでいただく動機づけということで
ありますが、これは動機づけということについても十分検討をしながら、やるかやらないか
ということを決めていかなければなりませんので、1つの検討材料としてご提案を検討させ
ていただくということでご理解いただきたいと思えます。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 産業振興

同僚議員のほうから市内の 235 の行政区の高齢化率、先ほど若干資料も出されましたけれ
ども、50%を超えた行政区が出たということは、ちょっと驚きではありました。40%を超え
た集落が塩沢に 2 地区、それから六日町に 2 地区、大和に 2 地区、計 6 と。この六日町 2 地
区のうち 1 つが 50%を超えているという状況であります。

市長は常々農業は基幹産業であると。基幹産業という意味は恐らく集落を支えているのは
農業であるとそういう意味も含んでいるんだと思います。集落機能をどうやってこれから維
持していこうかなというときに、やっぱりあらゆる手を尽くしてでも、そこに住んでいただ
く方を増やさなければならぬというのがあります。検討材料にするということでもあります
ので、検討をしてみたけれどもだめだったとならないように頑張りたいと思えます。

4 住環境

次に再生可能エネルギーの部分でありますけれども、カーボンオフセットについていよいよ
検証をやってきて、認定をされるかというところでもありますけれども、太陽光発電のニュー
ースを見ながらですが、二、三日前でしたか、地域振興局の「雪室」が出ました。それにつ
いていろいろと前々からあそこにあるというのは知っていたんですけども、そうしてみま
すと、雪氷熱工学という難しい分野だそうですが、この南魚沼市の中で例えば太陽光発電で
あったり雪氷熱工学であったりという部分の研究ということはじゃあどうなのか。

担当課はデータをとりましますけれども、研究という部分はどうなるのかというときになると、
非常に弱い部分があります。そうすると太陽光発電でデータの分析をしていただきました長
岡技術科学大学の斉藤先生がいらっしゃいますけれども、やっぱり物づくりとしてこれから

脚光を浴びる長岡技術科学大学の研究者を市に招聘をすると。については上町エコ住宅は最適の場所だなというように思います。場所は別としてもそういう研究者を市へ招聘をする。その中でいろいろな研究をしていただいて、それこそ新しい産業になるかもしれませんけれども、そういうところを興していこうということに対して市長はどうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 4 住環境

長岡技術科学大学の皆さん方とは理事長さんも含めて大変ご指導をいただいております。今回は国際大学と長岡技術科学大学が包括協定的なものを結んで、より一層また身近なものになったということではありますが、その教授とか技術者を市に招聘をしてという部分が、ちょっと私は意図がわかりません。市の職員として採用するということなのか、住んでいただくのか。

住んでいただくということであれば、これはいつでも可能でありますので、またそういうことができ得れば募集という言い方はあれですけれども、招聘的なことはすぐ進められますが、そこで研究をしていただくことになると、これは非常に難しいと感じております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 住環境

上町エコ住宅に住んでいただければそれでいいかなと、私は思っていたんです。大学には通っていただくという中で、データの解析等も行っていただいております、上町のエコ住宅と、舞子の住宅と、地域振興局と3か所ありますけれども、地域振興局については壁に設置した部分の角度と方角が非常によろしいと。冬期間でもかなりの発電をするという部分については、非常に興味を持っておられましたので、そんなところを生かしていく。

その雪氷熱工学がどうなのかは知りませんが、やっぱりそういう方たちが南魚沼市に非常に興味を持ってここに住んでいただいて——市の職員としてではないですよ。そこに住んでいただいて、そこからいろいろな研究をしながらデータをとっていただくという方向は、新しい産業興しに非常につながっていくのではないかなと思っていますので、この部分も検討をしていただければなと思っています。

5 行財政改革・市民参画

時間がありません。最後の若者まちづくり会議の部分ですけれども、鷹山塾でやっていることを多分非常に参考になさったのではないかなと思います。昨年も職員を2人派遣したそうであります。要するに若者の自由なしゃべり場として考えてみた。その中から提言はどうかと試してみたら、同僚議員の質問の中に、提言も当然していただくという部分もありました。自由にしゃべってそこで提言もしていただくというわけですけれども、担当課とすれば企画政策課に当たるのかなと思います。そこの彼らの考え、アイデア等々を吸い上げて、実際に政策として持っていこうということについては、企画政策課がやるものと考えていいのですか。

○議 長 市長。

○市 長 5 行財政改革・市民参画

担当的な部分は企画政策課ということになりますけれども、庁内いわゆるこの庁舎の中で、庁内の若手職員からこのプロジェクトに参加をしてくださいというような呼びかけをしています。ですから、例えばその会議を若い皆さん方といろいろな会議を重ねていく中で、提言がある部分をまとめたり、それは別に企画政策課に限ることではなくて、そこに出ていただいた職員からある程度はまとめ上げてきていただくということ。

そして、将来的にはその会議の運営等も、もう若手の職員が自分できちんと運営ができるというぐらいにまで職員の能力も一緒に上げていければという思いを持っているところがあります。ですので、100%全部企画政策課に集中して、企画政策課が全部あげてくるということにはならない。ただ、いったんは企画政策課へ集まります。集まりますけれども、その提案といいますか提言は企画政策課に限ったものではないということでもあります。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画

若者のしゃべり場の中からはいろいろなアイデアが多分出てくると思いますけれども、米沢の例などを見ていると、多分イベント的なものが圧倒的に多いと思いますね、やっぱりどうしてもイベント的なもの。そうすると観光といいますかそういうまちおこしの中のイベントといいますか、そういうものに特化した会議ではないはずなのです。何が出てくるかわからない。話題は、市のほうがこれについて話し合ってくれというのでやるわけではないですね。ちょっと確認してみます。

○議 長 市長。

○市 長 5 行財政改革・市民参画

これについて検討してくれとかそういうことをするつもりはありません。ですから、不満であろうが何であろうが、とにかくまずは1回出してもらおう。そこからそれを言い合うだけだと何の発展も進歩もありませんので、例えばこのことが非常に不備だ、それを是正するにはどうすればいいんだという方向まで、きちんと持っていかなければならないわけでありませぬ。ですから、イベントをやることに限るとかそういうことではございませんので、市、行政全般、行政に限らず全般というふうにお考えいただきたいと思っております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画

若い人たちの集まりということになれば、例えば商工会の青年部であったり、農協青年部であったり、あるいは観光協会の中にもそういう方がいらっしゃいます。美女旅や女子プロもありますけれども、そういう方たちではない若者が来てのしゃべり場と、そういうふうにご考えていますか。

○議 長 市長。

○市 長 5 行財政改革・市民参画

特に若い人たちが、この団体に属している人たちとかと定義をするつもりはございません。

ですので、どなたでも結構です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画

若者・よそ者の自由な発想ということでもありますので、多分、市内の在住者ばかりではなくて、よそ者がここに参加をしたいと、多分そういうところも認めていくんだろうなとは思っています。若者の場合ですと本当にしゃべり場で、おしゃべりだけで終わってしまうという可能性はあります。そこに市の職員が書記としていくのかはわかりませんが、いろいろな案を聞きながら、この部分は政策に反映できるなというところのヒントをもらう場だなと私は感じたところです。

そうすると、市内の若者について非常にいい場所ができつつあるのかなと私は思っています。ただ、実際やってみても、いろいろしゃべったけれども政策には反映しなかったなということがあったら、もうその場で終わりになってしまいますよね。ですので、ことしやった分が来年度の事業について、事業的にも実現できるということの保証はありませんけれども、それぐらいのスピードを持って今年度はやるというようなお考えはありますか。

○議 長 市長。

○市 長 5 行財政改革・市民参画

やっぱりコーディネートをする人というのは必要です。ただ、さあどうぞ誰でも何でもしゃべってください、あとは知りませんという話じゃ困りますから、それが市の職員なのか、あるいは青年会議所等そういう組織に属して、そういうことにある程度たけている方がまあまあ座長的になってやっていただくのか、それはこれからの検討でありますし、実際やってみなければわからないことでもあります。けれども、おっしゃっていただいたことが全部実現できるとは限らないわけでありまして。ですから、ある程度まとめをしていってもらわなければならないわけです。どういうテーマになるかわかりませんが。

まとめてきていただいた中で、それをすぐ次年度に生かせるものと、ちょっとやっぱり将来的に検討していかなければならない部分とそれは出るわけでありまして、言ったことが全部できるということは間違いなくありませんし、全然できないということも間違いなくないということですから、その内容によって臨機応変にやらせていただく。ただ、若い皆さん方がその場に参加をして、何だこの程度で終わったのかと、これじゃもう次から来なくていいとは思われないように、きちんとやっていかなければならないという決意は固めております。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 行財政改革・市民参画

こういう会議をつくると、若者やよそ者の自由な発想をどう南魚沼市が生かすのか、こういうことが試されるわけでもありますので、いろいろしゃべっても全く何もならなかったということにならないようにしていただきたい。

最後にブレインストーミングというやり方が1つあります。ブレインというのは脳みそで

あります。ストーミングは嵐であります。これは問題を出して解決策を出してもらおうと。もうどんな考えであっても相手の出したアイデアに対しては、決してばかにしないということで全部出してもらおう。こういうやり方をしていきますと、大体最初は常識的なものが出てくるんです。それが出尽くした後に「何か変だな」というのが出てくるというのがあります。市の若い職員がそこにくっつくのだそうでありますけれども、最後に出てくるであろうその「変だな」と思うものを大切にしていきたい。ということを書いて質問を終わります。

○議 長 質問順位 13 番、議席番号 4 番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 ひとときの箸休めになるのかどうかわかりませんが、野球をやられる方は多分ご存じだろうと思いますけれども、ネクストバッターは一塁ランナーがいるのにスリーバントを失敗されると、大変リズムが狂います。

本日は不在であります。議長より 13 番といういい番号を引き当ていただきました。感謝申し上げます。13 という数字は早稲田大学野球部の永久欠番です。平成 26 年に東京六大学のオールスター戦が大原野球場で開催されます。このことは市長も覚えておられてもよいかもしれません。40 年ほど前でしょうか、はっきりと年齢はわかりませんが、私と同年代の東京六大学野球のリーグ戦中、早稲田大学の東門選手の頭に内野手の送球が当たり、亡くなりました。それ以来、早稲田大学野球部の永久欠番となっております。

市長はオールスター戦で挨拶されると思います。このことに触れられたとしたならば、六大学の選手に「地方にも能力が高い市長がいるのだ」と認識されることができないのではないかと思います。私も永久欠番となれるような記憶に残る議員になれるよう頑張りたいと思います。

子育て支援の成果についての考えを伺います

それでは通告に従いまして、子育て支援の成果について伺います。南魚沼市のみならず、日本の行く末に憂いを感じる者として、現在の子育て支援が少子化対策や、親への支援が果たして有効なのか疑問を感じています。勉強をしない子どもに参考書を買って与えて安心している親にも見えてならない。親も子どもの勉強に協力しなさいと言いたい。我々の育った環境を当てはめることは無理があるとは思いますが、当時の育て方を否定はできないと思います。何か参考にはならないのか、以前にも同じような質問をいたしました。まだ納得できず質問をいたします。

振り返ってみてください。議場におられるほとんどの方が、生まれてすぐ託児所に預けられたわけではありません。家族の誰かが面倒をみてくれたか、「つぐら」に入って親の帰りを待っていたのか。保育所や幼稚園などなかった時代ですから、先輩に連れられ近所の子どもたちと野山をかけ回り、夏は川へ泳ぎにと遊んでいたはず。冷房も暖房もなく、あるのはいろりか、こたつぐらいだったでしょう。

風邪をひいて医者に行くこともなく、死ぬか生きるかでなければ医者に行くことはなかったと思います。今でも風邪ごときで医者に行くことはありません。人間には自然治癒力があります。川の水を飲み、誰が立小便をしたかわからない「すかつし」を食べ、親に怒られる

からご飯を一粒も残さず、床に落ちたご飯やおかずを拾って食べ、カビの生えたおかずを食べ、今元気でいます。賞味期限とは何ぞや、抗菌とは何ぞや、人間本来の自然治癒力は落ちるばかりであります。

経年劣化か歯は抜け、自慢の目もそろそろ老眼鏡が必要となります。自慢の三要素はどこへやら、もう還暦であります。いつまでも若くはありません。私の祖母のひ孫の1人は、祖母の話を聞いて、床に落ちた物を拾って食べます。くれぐれも人前ではやらないようにと言っております。私の祖母は足で踏んだ物まで食べ、93歳まで生きました。

議場の中のほとんどの方が長男、長女であれば、下が生まれるまでは母乳を吸っていたわけです。まして末っ子となれば小学校に入っても母乳を吸っていたはずですが、当時、歯磨きの習慣などほとんどないはずですが、歯は丈夫で歯並びも悪くなかったと思います。1歳で乳離れをさせなさい、これはいかに。

赤道直下の人たちが毎日熱中症対策をしなければならないのか。北極圏のイヌイットの人たちが凍え死んではないはずであります。極論で、小中学校の体育館やグラウンドに冷暖房を取り付けましょうということにはなりませんか。文明が科学とともに進化することは、人類にとって必要なことであると考えますが、人間にとってウィルスになりかねないものもあります。

もう後戻りできる環境ではありませんが、何とかならないものか。子育て支援に幾ら使ってきたのか。親のエゴが子どもたちをだめにしているのではないか。生まれた子どもは自然界に順応できる生き物だと考えます。小さな子どもに自己主張はできない、そういうことどもたちを強くするも、弱くするも周りの環境次第です。

核家族化が進み、年寄りに子どもを預けることもできない環境も一因だろうと考えます。現在、市内に何千世帯のアパートがあるのか。なかった時代はそういう人たちはどうしていたのか。我慢をし、家族みんなで暮らしていたと思います。親の立場だけを考えての施策でいいのか、子どもたちの権利はいいのかと考えます。

病児保育ももうそこまできたかという思いであります。大人でさえ病気になれば不安なものです。まして小さな病気の子どもを預けようという発想にはついていけません。親子関係がますます希薄になっていく。親が休むことのできる職場環境をつくる、粘り強く企業に訴えていくことが大切なのではないか。休むことのできない企業は果たしてあるのか。少子化はとまったのか。

塩沢中学校統合当時、1,200人の生徒が40年後、現在、半分以下になりました。単純に考えれば、今の団塊ジュニアの世代から2倍の出生をしていただかなければ、人口の減少はとまらない。子育てに多くの施策をやって成果も出ていることは否定はいたしません。この施策は数字としてきちんと出るものでもないと考えています。

しかし、国の施策が全てよかったとは私は思っておりません。ゆとり教育などは失敗の典型的な例ではないかと思っております。子育て支援充実の施策目標に、地域や家庭の重要性を踏まえ、云々とあります。その一言に尽きると思っています。特に家庭の重要性を考えていかなければ

ればならないと考えています。

保育園の熱中症対策や中学校の扇風機も、子どもたちがそういう環境に育ったから、地域であるから仕方ありません。長期的な戦略での施策が必要と考えます。我々も職員と一体となり、全国への施策に頼らない子育て支援を模索すべきではないでしょうか。今までの支援をどのように評価しているのか伺います。

最後に画家、原田泰治さんの話をさせていただきます。私は谷内六郎さんとともに好きな画家の一人であります。我々が幼少の頃の絵を緻密に描いています。10年ほど前、生涯で1回の講演会ということで、講演を聞く機会がありました。原田さんは長野県諏訪市の生まれで、現在73歳。小さいときに小児麻痺にかかり両足が不自由になり、両親と毎日畑に行き、腰を下ろし帰りを待っていたそうです。そのことで地面ばかり見ていたので、花や虫を完璧なまでに観察できたそうであります。原田さんの絵を見ればそのことが理解できるのではないかと思います。

講演の中でお父さんの逸話をされました。生まれつき足が不自由だったため、修学旅行には連れて行けないと言われ、お父さんが、私がついていくからぜひ連れて行ってくれと学校に直談判に行ったそうであります。そして、お父さんが一緒について行ったそうであります。60年近く前の話であり、今は介助の方もおられ、そんなことはないと思います。こういう親になれるはずだと私は考えていますし、他人に任せればよいというものではないと考えます。以上です。

○議 長 鈴木 一君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 鈴木議員の質問にお答え申し上げます。

子育て支援の成果についての考えを伺います

今、議員がおっしゃることはまさにもっともであります。それから永久欠番の件、ありがとうございました。ただ、早稲田大学だけのことを言えるかどうかちょっとわかりませんので。それは冗談といたしまして、本来人間が与えられた環境の中で生きていくということについては、やはりそのとおりだと思っております。

そこでちょっとご理解もいただきたいわけですが、病児保育・病後児保育についての考え方をまず申し上げさせていただきます。病児保育は親が就労しているなど保育所に通っている子どもが病気になったときに、親が仕事を休めないということがあつた。その親にかわつて病気の子どもの世話をしようということあつた。病後児は病気は治つているけれどもということあつた。

そこで、じゃあそこに預けて仕事に行けばいいということかというつと、そういうことではなくて、病気にかかつている子どものニーズをそこで満たしてあげるために、保育士、看護師、医師こういう専門家によつて保育と看護を行つて、子どもの健康、そして幸せになれるよつという守るためにあらゆる世話をすること、これが含まれているところあつた。このよつが強いわけあつたけれども。ただ、親がわがままだからということだけではない、ここもちょっとご理解をいただければと思つてあつた。

そして保護者のほうも、できれば、子どもが病気になっているときに、保育園に預けてなんていうことを望んでいることではないと思うのですけれども、やむを得ないという場面もこういう社会でありますので出てきておりまして、そういうことも含めて病児保育・病後児保育も導入しているということです。

確かに社会的な中での要因というのが大きくあります。議員おっしゃったように、核家族世帯がもう圧倒的に増えてきておりますので、そのときには、大体若い方ですから、今は夫婦で勤めるというのが普通ですから、もう見る人がいない。これが父母等と同居であれば、2世代、3世代家族であれば、とにかく一日見てもらうとか、時間をみた中で病院に連れて行ってもらうとかということではあるわけですが、それができ得ない社会形態、家族形態になってきたということでもあります。このことを大きく望むものではありませんけれども、現実としてやっぱりやむを得ないという部分もごございますので、ご理解をいただきたいと思っております。多くは申し上げません。議員のおっしゃることに大いに感銘、共感をしながら、現実もご理解いただきたいと申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長 長 4番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 子育て支援の成果についての考えを伺います

自分の主張をある程度言わせていただけたとしたならば、再質問は予定はしておりませんでした。また、市長からいい答弁もいただきましたが、答弁というか考えに同調いただきましてありがとうございます。

ただ、企業としてこの地域の企業が——どんな職場でもですが、子どもが病気になった、もう絶対休んではいけないという会社はないはずだと思います。我々もいろいろなところに勤めてきましたし、多分子どもが病気だから休ませてくださいと、そういう環境はほとんどの企業でもあるのではないかなと思うのですけれどもいかがなものでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 子育て支援の成果についての考えを伺います

私どももそこまでの調査を全部しているということではありませんが、全体的に伺っているところをみますと、緊急時、例えばお子さんが病気になってすぐ病院にいかなければならないとか、あるいは同居の家族がそうだとか、そういうときに会社を休んでは、困るんですけれども、それがために例えば退職させられるとか、致命的な部分を要求するという会社は、私もないものだと思っております。

○議長 長 4番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 子育て支援の成果についての考えを伺います

部長からは精神論だと言われましたけれども、本当にそういうつもりできょうは質問させてもらいました。今後やはり親たちへ、こういう方法がいいのだという啓発も必要ではないかと私は考えています。基本的には親が見なさいよ、という方向で考えていくのがいいかと思うのですけれども、そのためには市としてどういう方法がとれるのかというものをある程度模索していただければと思います。終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を3時10分といたします。

[午後2時56分]

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

[午後3時10分]

○議 長 質問順位14番、議席番号18番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本当に市長の冒頭の話じゃないですけども、今回非常に大勢の皆さんで、通告する際に余りに大勢だったら削除しておいてくれという話もしたんですけども、受付をしていただきましたので質問させていただきます。

老朽化するインフラの今後の対応について

昨年の12月議会でインフラ老朽化の実態は、きちんと調査、把握をされているのかという質問をいたしました。市長より笹子トンネルの事故を受けて、市道2か所のトンネル、50年たつ大崎トンネル、それから22年たつ石打ハツカ石の7号線のトンネルの2か所について、目視での点検の結果、直ちにコンクリート剥落というようなことはない、そういう回答がありました。

また、橋梁についても小さな橋も含めると569の市の管理の橋がある。そのうち488の橋梁については、点検の結果直ちに落橋の恐れ——落橋なんてことになれば大変ですけども、そういう恐れはないと、心配はないとそういう話でした。

しかしながら、数年内に補修を必要とするものが4橋ある。そしてまた10年以内に補修を必要とするものが82橋、そして詳細な点検を必要とするものも14橋ある。100橋ですね。今現在はもう50年以上の橋は2%、10数橋でしょうかということですけども、市内の橋梁のほとんどが30年経過をしている、そういう話ですので、これから20年たてば半分以上が年齢でいえば50歳、50年がたつこういうことになります。

市民の安全が第一、安心が第一ということですが、それをするには相当なやはり財源が伴う。市長は答弁の中で、橋の高齢化、老朽化が急速に進む中で、補修の維持管理費あるいは更新費用の増加を極力抑えるために、従来の壊れてから直す事後補修から、点検パトロール等を、もう旧町単位の3班体制でしょっちゅうしておられると、こういう話でした。軽微なうち、軽いうちに修繕を行うように方向転換をする。平成24年度中に橋梁長寿命化計画を策定して、平成25年度から計画的に修繕工事を実施したい、こういうことをおっしゃいました。何よりもやはり市民の安全・安心、そしてやはりコストの削減——財源が伴います。そういったことを考えると、非常に結構なことだと評価をしております。

実際にひび割れには特殊な樹脂を注入したり、あるいは新潟県は特に塩害等も多いわけですし、ここら辺は冬場の何と申しますか塩化カリウムですか、まいていいるそれがすごい。いろいろなことでトンネルやなんか橋でもそういうものを、みんなどんどん吸収するわけですから、そういったものに対しては塩分を遮る材料で、鉄筋を保護したりする補修方法でやると、相当な効果が出るというような専門家の話もありました。

まず、その質問の第1点ですけれども、橋梁長寿命化計画の策定、あるいは実施計画というのは、具体的に進んでいるのかどうか、こういうことをお聞かせをいただきたい。昨年の12月の笹子トンネルの事故以降、毎日のようにマスコミではインフラの老朽化の問題が取り上げられております。四、五日前でしょうか、確か新潟日報だったと思いますけれども、県内のトンネルの23か所でいろいろな不備がある。不具合といいますかね。簡単なそれこそ重大な不具合ではないそうですけれども、そういったことが見出しでありました。

国土交通省も笹子トンネルの事故を受けて、ことし3月1日に老朽化対策の一環として地方道、都道府県道あるいは市町村道も含めて地方道の橋やトンネルなどの補修、改修を、自治体にかわって国が代行する制度をつくると、こういう発表をいたしました。実際に先月29日に参議院で改正道路法というものが成立をいたしました。

本来は地方道は自治体で管理も改修もするというのが原則なわけですが、自治体からの要請によって国の判断基準を満たせば、国土交通省の地方整備局が改修計画の作成だとか、工事の発注監督、完了検査そういったものまで代行することになりました。しかしながら、構造が複雑で自治体に対応できない、そういう難しいものに限られる、そういう条件があります。

それと一番の問題なのは、何しろ数が非常に多い。全国の道路橋の9割は自治体が管理しておりますけれども、その数が大体65万5,000か所もある、それでまた15メートル以上の橋で、早急に補修が必要なものが6万1,000か所もある、こういうことを国交省が述べております。トンネルも7,000か所ありますが、笹子トンネルの事後以前にはほとんど点検がなされていない。いまだだから詳しいトンネルの現状というのは、把握をされていないというのが実態であります。

国の改修代行のマニュアルもこれからですけれども、確実にもうインフラの高齢化、老朽化というのはどこの自治体ももう避けて通れない。頭を抱えておりますけれども、国の改修代行の指定は非常にだからそういった点で数も多いし、また、いろいろな技術面でもやはり難しいものがありますが、他の市町村に先駆けて国の改修代行を受けるには、その前にやはり市長もおっしゃったように、いろいろなやはり長寿命化、いろいろなカルテをつくっておく必要がある。老朽化のカルテをつくっておく必要があるとこう思います。

まず、その策定ができていれば結構ですけれども、そういったカルテづくりができていれば、カルテづくりも簡単なわけだと思います。老朽化に対してそういった対応ができているのかどうか。そしてまた国の制度も変わる中で、そういう国の対応に乗っていくのかどうか、対応していくのかどうかということが2点目。

ですから、要は橋の長寿命化改修計画の策定実施計画はできているのか。それから2点目は、国の改修道路法による改修代行に対応を考えているのかどうか、この点について壇上からお伺いをいたします。以上。

○議 長 阿部俊夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 阿部議員の質問にお答え申し上げます。

老朽化するインフラの今後の対応について

まず先般、議員にお答えした部分についてはまだ途中でありました。その後全て一応調査が終わっておりますので、橋については570橋ですね。平成20年から点検を始めたわけですが、トンネルは2か所、これについてご報告を申し上げます。一応全て点検が終了いたしました。橋が570橋です。そのうち損傷がなく、建設当時の性能を保持している状態が140橋で24.6%であります。損傷があり軽微な性能の低下がある状態が340橋で59.6%、損傷が著しく性能の低下が顕著な状態が84橋で14.7%、安全性の観点から緊急的な対策が必要な状態が4橋0.7%、それから詳細な調査が必要これはJR跨線橋ですのでJR関連業者への委託をしておりますこれが2橋で0.4%で、570ということですが、緊急にかけかえなければならないという橋はございません。ですので、補修、修繕でということになります。

そこで、橋梁長寿命化修繕計画、これは従来から行われております致命的な損傷を受けてから補修する、あるいはかけかえ、あるいは大規模な補修ということになりますけれども、今、議員がおっしゃっていただいた事後保全ということですが、そういう方向から損傷が小さいうちに適切な補修をする予防保全に転換するということです。

今後50年間で事後保全と予防保全を算出して比較いたしますと、事後保全ということをする場合は338億円かかりますけれども、予防保全では150億円で済む——済むといたって150億円ですから大変ですけれども、でも50年間で180億円の費用が削減されるということも判明をいたしました。

その中でこの橋梁長寿命化修繕計画は、今後10年間の計画——短期計画を作成して緊急順位を定めて修繕工事を実施させていただくものでありまして、市はこのことに基づいて平成24年度の補正予算、そして平成25年度予算によりまして、今年度から修繕工事に着手をいたします。

平成24年度補正では、泉田橋の設計そして工事、五十嵐橋これは関山地内の関山姥島線にかかっているこの設計、それから西原橋これは新堀新田で工業団地の中の川にかかっている橋ではなく下に農道が入っているという、これの設計ということです。泉田橋につきましては、291バイパスに振りかえるための県との協議によりまして、優先順位を上げて実施をさせていただこうと思っております。

それから、平成25年度予算では、五日町と宮野下にありますJR跨線橋、これは詳細点検の委託、串川橋が4か所この詳細調査、それから伊田川橋が3つでこれも詳細調査、それから五十沢橋これはいわゆる五城大橋的な部分だと思います、これは標準点検。それから昭和橋これは二日町の萌気園を過ぎてすぐ左に入っていきますあそこに旧五十沢川に橋がかかっている、これの標準点検を平成25年度予算では実施をさせていただこうと思っております。

トンネルでありますけれども、議員おっしゃっていただいたように2つトンネルがあります。大崎地内これはトンネルといわないで大崎雪覆ですね、これが老朽化によりまして一部鉄筋の露出が見られましたけれども、直ちにコンクリートの剥離が起きるような状況ではな

い。それから石打地内の市道ハツカ石7号線トンネル、これは躯体の構造に異常は見られませんでした。また、いずれも天井に設置されている照明器具についても設置金具等に異常は見られませんでしたので、定期的に今後も点検をして実施をして安全を確認しているということであります。

道路面の補修につきましては、大型車通行の増大あるいは老朽化によりましてひび割れが進んでいる箇所については、社会資本総合整備交付金によりまして順次整備を進めているところであります。

おっしゃっていただいた国が代行するという部分については、現在橋については市内にそういう長大橋的なものは市道としては存在しておりませんので、代行事例はございませんが、今後必要になることがあれば代行業も検討していかなければならないということだと思っております。

市内全体の中の市道が964キロメートル、トンネル、橋梁、照明施設、安全施設さまざまな施設もございますので、全ての施設の延命に向けて適切な維持管理をしていかなければならないと思っております。

社会的なインフラと違いますけれども、公共の老朽化した建築物、これの撤去解体について地方債を活用するという方向が検討に入りました。これは埼玉県から総務省に対して要請があったところでありますけれども、これを総務省が検討しようということであります。統合した後の学校だとか、あるいはいろいろの施設があるわけです。市の中にも今公共的な建築物というのは相当数ありますけれども、これらも合併によって近い将来 unnecessary になる。現在も unnecessary だという部分も出ているのかもわかりませんが、これらについて廃止はしますけれども解体費が非常に重荷になっておりまして、なかなか解体ができないという部分であります。これに地方債が活用できるという道が開けますと、ある程度、財政計画的に中に組み込みながらやっていける道も開けるわけです。このことはぜひとも実現をしてもらうように、また我々も一生懸命働きかけをしていかなければならないと思っております。以上であります。

○議 長 18番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 老朽化するインフラの今後の対応について

前回は実態調査等よく把握されているということで、職員の皆さんが調査をよくやってくれておるなということで関心いたしました。国がこの改正道路法をつくって支援をしようというのには、やはり財政的なことももちろんですが、自治体が、技術というか調査、点検をしたりあるいは改修計画をつくる、あるいは工事の発注、監督あるいは完了の検査までということになると、そういう対応ができないところがある。人材不足、技術者の不足というかそういったことが非常に多いから、国も国交省もそういったことに力を入れようと、こういうことですがけれども、いろいろな調査を細かくやっておられまして本当に安心をしております。やはり技術者というのは相当我が市にはそろっておるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議 長 阿部俊夫君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 老朽化するインフラの今後の対応について

優秀な技術者はおりますが、これで全て需要に対して満たしているかといいますと、やっぱり不足部分がございます。特に建築関係とか専門的な部分、それから例えば橋等についても、これはなかなかこれの設計監理監督ということになりますと、非常に難しい部分がありますので、技術者は不足をしている状況であります。一般的な道路改良だとかそういうことは、ある程度そこに在籍をすれば覚えていくわけでありますけれども、構造計算までやらなければならないような——それは業者にやっていただくとしても、それをきちんとチェックできるような体制は万全ということではありません。不足をしている。

ただ、国のほうの支援を仰がなければならないような長大橋的な構造物そのものは余りないわけであります。ただ、議員おっしゃっていただいたように、市道の修繕これは相当ありますので、今これをどんどんやっていけと言われても、予算的な部分は別にいたしましても相当の量があるわけでありますので、この職員不足という部分は当然出てくるわけであります。

ですので、先ほどちょっと触れましたように、もし、そういうことで技術関係の不足等が露呈してきましたら、国のほうにこの部分についてはお願いをするという道も一応、考えておかなければならないという思いでは今おります。

○議 長 18番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 老朽化するインフラの今後の対応について

いろいろ細かくパトロール体制や監視体制というものもやっておられるようですし、いろいろな対応をしていただいております。これからも相当やはり財政が絡んでくるわけですから、先ほども話がありましたけれども事後補修とそれからやはり予防的なことで補修工事をやれば、180億円も浮くというようなことがあります。そういった姿勢でこれからもきちんとパトロール体制、監視体制を続けながら職員の皆さんからは努力をしていただきたい。終わります。

○議 長 質問順位 15番、議席番号 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 それでは通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

今回1点の通告でありますけれども、流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについてということでお伺いをいたします。昨年、本年と大雪に見舞われたわけですが、やはりこの地域に暮らす私ども、この暮らしにつきましては冬の雪との戦い、これを抜きにしては考えられないものと思っております。

そんな中で今までは地下水を利用して、屋根や敷地内あるいは駐車場等の雪を消す。これは私たちの労力を軽減してくれる、本当に地下水というのはすばらしいアイテムだと思っております。ですけれども、この地下水の利用くみ上げが地盤沈下を招き、現在地盤沈下が著しい六日町の市街地域につきましては、南魚沼市の地下水の採取に関する条例を制定し

た中で、地下水の採取を少しでも抑えて、そして地盤沈下の抑制に努めているというところ
であります。

しかし、この議会の初日にも議論がありましたけれども、条例の制定当時と現在は、井戸
の本数ですとか水のくみ上げ量もほとんど変わらないのが現状ではあります。これはやはり
地下水を利用した消雪が、ほかの消雪に比べて非常に有利といいますか簡便なもので、ほか
にかわるものがなかなかないということがその原因なんだと思います。そういった中で地下
水の利用を少しでも抑えようということで、代替として計画されていたのが流雪溝の整備と
いうことだったと思っております。

かなり昔からあったわけですがけれども、この計画につきましては、六日町の市街地の約 192
ヘクタールを6つのゾーンに分けて、32キロメートルの流雪溝と、約8キロメートルにわた
るその送水管の整備をして効率的な雪処理を行うという計画であります。

この計画で六日町の駅の東側区域につきましては、ほぼ整備は完了して供用を始めている
ということでありまして、もうこの供用開始から17年ほどたっているのが現状のようであり
ます。17年たってきているということで、この利用についても少しずつであります。消雪
パイプにかわって、近隣といいますか皆さんにつきましては、流雪溝を利用しているという
ことですので、私どもも流雪溝については大変便利に使わせてもらっているというのが現状で
あります。

しかし、駅の西側区域こちらにつきましては、未整備のところが多くて先ほども言ったよ
うに、東側区域では供用から17年もたっていますのに、まだ西側の区域につきましては水が
流れてこないという状況であります。ポンプ場ですとか、ある程度の流雪溝あるいは送水管
というのはできているわけですがけれども、なかなか水が来ないので、やはりそういった西側
区域に住んでいる方々は、この事業は、あるいはこの計画はどうなってしまったのだろうと
大変心配をされていると思います。また、水が来ないうちに、先ほどの話ではありませんけれ
ども、老朽化してしまうというようなことでは困ってしまいますので、ぜひ早めにといい
ことでもあります。

この事業自体が計画された当初は最初に触れました6つのゾーン、このゾーンごとに通水
の範囲を切りかえながら、6日に1回の通水ということで計画をしていたようでありませ
けれども、現在まだ西側には水がいないということで、東側の地域に全てその水は送っ
ているということでもあります。それにしても2日に1回程度水が来るという状況でありませ
。本当は雪の多いときにつきましては、毎日でも水が来てほしい。東側についても毎日でも水
が来てほしいということでもありますし、このような状況ですので全ての流雪溝ができたにし
ても、駅の西側の区域においては流す水の問題も出てくるのかなと考えています。その水
の問題も含めまして、この事業の現在の進捗状況、そして今後こういった方向性でいくのか、
このことについて市長の見解を伺うものであります。

○議 長 樋口和人君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 樋口議員の質問にお答え申し上げます。

流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

議員今おっしゃっていただきましたように、スノートピア道路事業は63年に採択されて、現在といいますか今日までまいっております。一番の問題は、議員がちょっと触れられました6ゾーンに分けて各ゾーンに1日1回ということですから6日1回、これが計画時であります。今現在は2日に1回ずつの送水ですけれども。

同じことが実は田んぼの代かき用水も圃場整備を——今は違うと思うんですけれども——やるという時期、国営の開拓パイロット事業というのがありました、代かきの部分を全部エリアで分けて、7日間あるいは10日間でやるという前提のもとに用水を計算——代かき時に一番用水がいっぱい要るわけです。ところが時代が変わりまして、今はもう1週間も10日もかけて代かきなんてことはほとんどないわけです。土日に集中する。そうなりますともう用水路の設計そのものが現在に合っていないになりました。ですので用水を送れないのです。

そういう問題が出て、これはまさに流雪溝も同じ現象であります。6日に1回でやれるというそれで満足するようであれば、取水量いわゆる水利権がこの水で済むのですけれども、もう全くその状況ではないということになりました。流雪溝整備そのものもありますけれども、まずはこの水源、水の確保をどうするかということが一番の問題点になっております。

そこで、今現在進んでいる状況というのは議員ご承知でありますから特に申し上げませんが、大体計画整備面積の63%、121ヘクタールを供用しております。それが大体東側ということでありまして、これが2日に1回の通水を行っているということでありまして。

西側の区域につきましては、道路改良に合わせて主要地方道十日町・六日町線と県道の平岩・西ノ裏線それから市道駅裏線これには流雪溝が整備されておりますけれども、通水のめどが立たないということでありまして、新たな水源の確保について今現在検討を行っております。

内容は要はどれだけの水が、ということになるわけでありまして、今までの調査検討をもとに関係機関と協議を行った結果、新たな水源確保として流雪溝用水が最終的に流れ込みます十二沢川それから寺裏都市下水路合流部付近、伊勢町の大神宮様下流のところなんです。流雪溝用水として使用した水を反復利用して新たに取水する計画が、最も有効ではないかと思っております。

現在、十二沢川からの反復利用取水において、河川管理者の県と水利権取得の可能性について協議をしております、おおむね可能であるとの感触をつかんでいる状況であります。引き続き整備計画の見直し検討を行って、新たな水源確保として十二沢川からの水利権取得申請を行っていきますし、当事業は四者協定という昔、国とそれから国道を代行管理しております県、それから県主体の県道、そして市、これが四者であります。この四者協定事業として実施しておりますので、関係機関との計画変更に向けた調整を行うということでありまして。新たな水利権取得の事務手続が完了した段階で、この西側地区の流雪溝整備を行って、逐次供用開始をしていかなければならないということになっておりますのでよろしくお願ひします。

一時、もう流雪溝整備はやめるかと、お金もかかるし大変な事業ですのでやめるかということも検討しましたが、やめた場合は、もうさっき言いました四者協定の中の国代行分、県は全部終わっておりましたので、そうしますとそれについての返還金が生ずるということでやめられない。やめられない、とまらないという。ただ、とてもお金が大変かかりますので、一気にということにはなかなかまいりませんが、そういうことの中で逐次流雪溝整備を進めて水をきちんと流せるようにしていきたいということでもあります。

完了年度がいつになるかということについては、今ちょっと申し上げられる状況ではありませんけれども、でき得れば一日も早く完了して、流雪溝の恩恵をきちんと享受していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 15番・樋口和人君。

○樋口和人君 流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

これからも進めていくという答弁だったので安心はしたわけですが、今あったように本当に水の問題だと思います。これにつきましても多分担当課については、今までもいろいろな検討をしてもらったり、今後どうするかというような計画もつくっているようですが、やはり水利権でしょうか、お願いしてからまた下りるまでは結構かかるようなお話も伺っています。その辺のところ、今そういうお話でしたけれども少しでも早く進めていただく。

現在ある計画を見ますと、やはりちょっと屋混みの狭いところにも、道路の両側に入ったりというような計画になっているようです。これから多分いろいろな見直しが出てきて、それがまたコンサルにというような話にはなるのでしょうか、それ以前にぜひ近隣に住んでいる皆さん方とよくお話をし、例えばどうしても両側に要るのか、あるいは片側でも何とか皆さん方から納得していただけるのか。その辺のこともよく相談をした中で、少しでも早く進められるというような方向性を模索していただきたいと思っております。その辺についてもう1回答弁をお願いします。

○議 長 樋口和人君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市長 流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

一日も早く進めなければならないと思っております。水利権取得申請をしてから許可が下りるまでどのくらいかかるのかとか、あるいは両側のものを片側で済ませるようにするとか、そういうことについては建設部長に具体的な答弁をさせますのでよろしく願いいたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

水利権のほうにつきましては、当初魚野川から取水するときに2年かかっておりましたので、今回はそれほどではないと思っておりますけれども、1年は間違いなくかかるものだと思います。

担当部局、県とは事前の協議はしておりますけれども、詳細な数値を提出してということに関しましては、これからさせていただこうと思っておりますので、1日でも早く、1年といわず許可が下りるような対応をこちらでとらせていただき、県のほうにも働きかけていき

たいと思っております。以上です。

○議 長 15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 流雪溝事業の進捗状況と今後の見通しについて

大変前向きな答弁をいただきました。田んぼの用水の水利権といいますか、これは逆に9月とか10月で終わってそこで切れてしまって、そこからあとは用水には水が来ていないというような状況です。冬になるとどうしても川の水量が減ってしまうということもありますが、その辺もこっちは切れるんだからこっちに流してよとか、その辺のことを考えたり言ったりしながらまたぜひ進めていただくようお願いをします。終わります。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 それでは発言を許されましたので、2点について一般質問を行います。当初時間がだいぶ押して非常に短くやらなくてはいけないのかなと思っていましたが、時間にゆとりをいただきまして大変ありがとうございます。

1 地域医療を問う

それでは1点目、地域医療を問うということでございます。魚沼という地域は非常に以前、脳卒中が多いということで、それに対応する病気の予防、その処置に対する知識が乏しいということの改善から始められたのが、大和の医療を築く原点であったと伺っております。この取り組みにより医療のみならず、多くの安心を得ることができたわけであります。

平成27年6月の基幹病院開院によりまして、高度医療、救急医療等の充実が図られ、魚沼地域にさらなる医療安心がもたらされるところであります。このような機能により魚沼地域の医療安心が伸展しますが、地域の高齢化はとどまることなく急激に進んでおります。きのうの10番議員のほうでの説明もありました。

このため地域医療の展開としては、病院から在宅へと方向を進めるべきことは、論を待たないと思っております。1950年代は約8割の方が自宅で亡くなっていました。しかし、近年は8割以上が病院で亡くなっています。であります。近年の調査では国民の6割以上が自宅での療養を望んでいるという報告もあります。

高齢者にとりまして病院という特殊な生活環境に滞在することは、認知機能の低下をさせてしまうということが多く、回復期、慢性期においては、住み慣れた家庭で治療生活をするということが多くの希望であります。

医師と患者の距離についても考えますと、病院というのは医師の城の中であり、患者にとっては物が言いにくい環境です。しかし、家庭では患者は我が城の中にあり、物が言いやすく安心できる環境なわけですから。また、入院して病院サイドから患者を診るときは、心臓とかがんとか、その人間の病気の部位ごとに切って部分をみてしまいます。しかし、在宅で患者を診るときは患者の住居や家族、田畑等、その人の生活環境、生い立ちなどその人の周囲を含めてみるができます。医療行為から予防も含め、健康という概念まで広げてみる事ができるわけです。

市民が求めているのは、いつでも、誰でも、どこでも、安心・安全でかつ質の高い医療が

その人の生活環境、その人のデータに基づき、さらに適正な医療価格で提供されるということであります。医療のステージを日常的に病院から患者の生活の場へ移す。入院日数の減少が図れるということは、医療費の削減も図れるところであります。今後は南魚沼市民のため、在宅医療の充実が本当に必要であります。このようなことから以下、何点か伺いたいと思います。

地域医療における在宅医療の位置づけ、基本的な考え方は、包括的な地域医療を目指すためには、健康増進予防、治療、社会復帰とあるわけですが、南魚沼市の医療安心の向上のため、在宅医療についてその位置づけ、基本的な考えをまず伺います。

2つ目ですが、効率的な在宅医療の進め方についてで、保健・医療・福祉といった3者は本来は一体のものであります。行政の縦割りの弊害で分割はされましたが、本来は一体のものでなければならないはずで、それぞれ役割を枠にはめて、そこに収まってしまいうことはだめであります。患者にとってはそれは分かちがたいものでございます。

1人の医師や看護師で在宅医療が完結することは不可能であります。患者の最終目的である社会復帰を目指すためには、患者の自宅という病室に対して、医師、看護師のほかに薬剤師や歯科衛生士などの医療チーム、在宅ケアチーム、民生委員などの地域チームなどなどの各種スタッフが一元的に機能を提供する必要があります。こういった連携は病院という1つの建物から地域に広がる、かつ拡大できる医療方策であります。

しかしながら、全国調査の結果であります、ケアマネージャーの50%近くが医療チームとの連携がしづらいつ感じているというデータも公表されています。このことは医療と介護の連携が十分とは言えない状況を示しているものです。地域に広がり、拡大していくために連携を進めなければならないが、その方策について伺います。

3番目でありますが、外来機能を在宅に導入することについて（出前診療）ということでもあります。高齢者の多くは骨粗鬆症を持ち、またいろいろな病気に合わせて肺炎を併発することが多くあります。肺や脊椎を撮影する簡易的なレントゲン装置や心電図、エコー検査、採血といったものを備えた訪問診療車の導入が検討できるのではないのでしょうか。

その場ですぐ映像が見られたり、その結果が出る、即座に判断ができるという場面だけでなく、いったん病院に持ち帰って出力の後、判断するということもできるわけです。補聴器一本で患者に対応する医師の五感と経験により診断するという思想も確かにありますが、訪問診療車を導入することによって、在宅において病院内に近い機能をもって対応することができるのではないのでしょうか。

これによりまして患者にとっては、敷居の低い医療を提供していただけるということになるのではないのでしょうか。当然会計機能も搭載し、患者にとっては在宅で当面の受診を完結できることになるわけです。出前診療について、訪問診療車の導入について検討できないか伺います。以上、病院整備とあわせて在宅医療の重要性にかんがみ、3点ほど質問をさせていただきました。

2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

続きまして大きい2つ目であります。今ほど18番議員がインフラについての老朽化云々という質問をされました。2つ目の質問におきましては学校施設や社会教育施設等における耐震改修についてということについて伺います。

市内の小中学校や社会教育施設、公共施設は建築から長い年月が過ぎたものが多くなっています。学校につきましては昭和40年代初期のものもあり、古いもので建築から40年以上経過しています。それぞれ大規模改修を行いつつ、建築建物躯体部分の耐震補強については全て完了したわけですが、先ほどもありました笹子トンネルの天上板の落下事故、また近年全国のいたるところでビルの外壁剥離落下といったことなどが多く報道されています。躯体のみならず、非構造部材、付属物の取り付けや外壁などの細部についての耐震的な対応が求められています。

文科省の公表ですが、昨年4月現在、全国の公立地方中学校で天井や照明器具、内外壁、設備機器、窓ガラスなどの非構造部材の耐震率が32%にとどまっている、こういった調査結果が明らかになっています。実際、建築基準法による耐震点検は、全国小中学校の4割が実施していない。学校保健安全法における点検、先生方が行う点検ですが5割以上が未実施との報告もあります。これは全国調査の結果です。

このようなことから、東日本大震災の発生時には天井材の被害が1,636校、照明器具の被害が410校、外壁の被害が968校あり、建築躯体部分の損傷が比較的軽度であっても、付属物や非構造部材の被害が大きいものも多く見受けられたという報告がされております。

文科省からは非構造部材の耐震化ガイドブックが発行されていますが、昨年4月には学校施設の非構造部材の耐震対策に取り組むよう通知、6月には財政支援として学校施設環境改善交付金など、国庫補助制度を活用して天井や照明器具、内外装、バスケットゴールなどの落下防止対策を進めるよう通知を出しています。小中学校は子どもたちが日々学習する場があります。そのほか公共施設等は多くは災害時の避難施設となっています。利用者や災害時の避難者の安全を確保するため、早急な耐震検査、診断と改修が必要と思われませんが見解を伺います。以上、壇上からの質問を終わります。

○議 長 山田 勝君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 山田議員の質問にお答え申し上げます。

1 地域医療を問う

国では現在、施設中心の医療・介護から、地域包括ケアシステムを構築して、可能な限り住み慣れた生活の場において必要な医療介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すということとしておりまして、この地域包括ケアを実現するためには、「医療との連携強化」「介護サービスの充実強化」「予防の推進」「生活支援サービスの確保」「高齢期になっても住み続けられる住まいの整備」こういう5つの視点で取り組みを包括的に行う必要があるとっております。

現在、ゆきぐに大和病院では、この理念の中に「私たちは、自然のうるおいの中で、人それぞれの希望に満ちたくらしを支え、地域医療を推進します。」このことを掲げて、病院内の

医療提供ばかりでなくて、定期的な往診、訪問看護等を通じて在宅医療に力を入れているところでもあります。

所信表明でもちょっと触れましたように、ゆきぐに大和病院4月1日付で内科の常勤医師1人を採用することができましたので、在宅医療・在宅支援部門の充実を図る体制が整ってきたところでもあります。

平成24年4月の診療報酬改定の中では、今後訪れます超高齢化社会を見据えまして、医療と介護の機能の再編に重点を置いて、在宅医療を手厚くする内容、診療報酬の中でこうなっております。

したがいまして、ゆきぐに大和病院がこれまで取り組んできた保健・医療・福祉・介護この連携が一層重要になるわけでありまして、その連携の中心を担うのが当然でありましてけれども医療であります。医師の充足と協力が得られなければ、連携がうまくいかないというのは、当然のことでもあります。

生まれ育った地域で生涯安心して暮らせるということが一番でありますので、医療はそのサポートをすることが重要でありまして、高齢者、介護者を支える在宅支援病院として、今後も在宅医療・在宅支援部門のより一層の充実に向けてまいりたいと思っております。

効率的在宅医療の進め方ということでもあります。自力での生活が困難な在宅療養者が、希望する生活を営むことができるようにするには、家族と介護それから福祉の職と医療職こういうことの連携、協力による在宅ケアができなければこれはどうしようもないということだと思っております。この在宅ケアに関するゆきぐに大和病院の現状を申し上げますと、在宅ケアを支える部門としては訪問看護ステーション、医療が必要な在宅療養者を支援するために訪問看護、訪問リハビリをこのステーションで実施をしているところでもあります。

また、議員がちょっと触れましたけれども薬剤師によります訪問薬剤管理指導につきましては、医薬分業によりまして現在は調剤薬局が行っております。報告によりますと毎月四、五件の実績があるようであります。

歯科医師・歯科衛生士による訪問歯科につきましては、定期的には障がい者の方数名に対して今行っているところでありまして、訪問看護ステーションから依頼があれば臨時的な訪問歯科を実施しているというのが現状であります。

非常にニーズが高く、医師も含め人材確保ができれば、医療や歯科医療・薬剤管理を含めた在宅医療チームの立ち上げは可能であると思っておりますけれども、現状ではなかなかそこまでいきませんので、在宅医療の支援の充実と連携の強化を一層進めていくことが、現実的ではないかと考えております。

民生委員との連携につきましては、在宅医療の場合、地域での見守りも必要ではないかと考えておりますので、どういにかかわり方が可能なのか、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

病院の外來機能を在宅に導入するいわゆる出前診療でありますけれども、訪問診療車での簡易的なレントゲン撮影・心電図検査・エコー検査等の検査は、医療スタッフが同行できな

ければ、医師が行わなければならないということでもあります。また、医師の負担を軽減するには、専門スタッフからなる訪問診療体制づくりがまず必要であります。

現在、簡易的なレントゲン装置につきましては、ゆきぐに大和病院でも特別養護老人ホーム八色園の一部で使用しております。しかし、簡易的なレントゲン装置といえどもレントゲン装置を保持するやぐら等支える装置の設置も必要で、スペースも広くとらなければならない。

それから大和病院でも過去に一度在宅での撮影を実施したことがあります。その経過から、一般住宅の在宅患者の部屋で組み立てるスペースは、狭くて非常に困難を来しました。それと同時に、患者の腹の上に設置をすることになりますので、関係者1人での作業は難しく、やっぱり複数のスタッフの協力が必要になるということが判明しておりましたので、現在は取り組んでいません。

また、簡易X線装置は、X線の出力が弱いために、息をとめることができない患者——ずっと息がとまればそれで終わりですけれども、息をとめることができない患者さん、これが撮影部位によっては画像にぶれが生じて、読影が不可能となってしまうという問題もあるようであります。どうしてもレントゲン撮影が必要な方については、やはり整備の整った最寄りの医療機関で検査することが一番だろうと思っております。

血液検査では、訪問看護で看護師が採血し、定期往診時に医師から結果を説明しております。在宅で寝たきりの方には、医療支援ベッドを利用していただき検査等を受けていただくのが一番いいと思っております。支援ベッドの利用は、在宅で介護している家族の負担軽減にも寄与できると考えているところであります。

また、発症からの期間が短くて、脳卒中等によりまして後遺症を認める方に対してリハビリを集中的に提供できる入院体制を整備して、円滑に在宅生活に復帰できるように、さらなる在宅医療・在宅支援部門の充実を今図っております。

会計機能を積載ということに関しては、検査について持ち帰り後判断する場合もあり、在宅での会計は当然概算での請求になるわけでありますので、検査等診療にかかった料金の不足分については、後日請求になるということも当然生じるという、そういう問題点もあるということでもあります。

ですので、今この何といいますか訪問診療車の導入というのはちょっと現実的ではないような気がしているというところであります。

2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

次に耐震改修であります。議員おっしゃっていただいたようにもう躯体部分のほうは全部終わっておりますので、市内の小中学校で、浦佐小学校・栃窪小学校の体育館それから大巻中学校の武道場の3校がつり天井になっておりまして、これまで目視で安全確認を行ってききましたが、まだ専門家による耐震診断は実施をしておりません。

文科省が今いろいろマニュアル作成中でありまして、国交省の技術指針の見直しこれらも決定しておりませんので、自治体への方針の通知が遅れております。

詳細につきましては、この方針が通知され次第対応したいと考えておりますけれども、当面は文科省から示されております耐震化ガイドブックにあります「点検・対策マニュアル」により安全確認を行いたいと思っております。

社会教育施設につきましては、体育施設、文化施設いずれも昭和 56 年の新耐震基準後に建設された施設でありまして、耐震診断あるいは耐震化の改修は行っておりません。

塩沢公民館は耐震基準前に建設された施設でありまして、災害時の市内の避難所にも指定されておりますので、今現在、庁内各担当部局によるプロジェクトチームを組んで、複合施設なども選択肢に入れながら、今後のあり方を検討・調整するということにしております。

市民会館、さわらび、雪国スポーツ館、塩沢勤労者体育センターホールの天井がすり天井になっております。面積が大きいだけに地震の際には心配される面がありますので、平成 26 年 4 月からすり天井の耐震基準が新たに義務づけされることになりましたけれども、既存施設については対象外となっているということでもあります。しかし、国交省は基準に沿って改修するか、落下防止のネットを張ったワイヤで補強するということ、今後基準に沿って改修するように指導や補助事業が整備されるというふうにも思われます。

そういった今後の状況を見た中で、対応を検討していかなければならないと思っております。以上、概略的な部分を答弁申し上げましたのでよろしくお願いいたします。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 それでは何点か伺ってきたいと思います。

1 地域医療を問う

地域医療の在宅医療のことで、医療がやはりネットワークの中の中心だという話をいただきました。それで介護だとか、地域の民生委員だとかそういったことの連携が必要だということも伺いました。そうしますと、ネットワークの調整、連携役というのはどこが担っていくものと考えますか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域医療を問う

それは当然中心にあります医師、医師がおります病院、あるいは医療対策室、ここが中心になって連携をきちんと組み立てていかなければならないと思っております。認識に違いがあるようだったら福祉保健部長か病院事務長か、何かあったら答弁してください。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 1 地域医療を問う

ただいま市長が申し上げたことが基本になるかと思いますが、病院の中では在宅医療チームといいますか在宅支援部門としまして、地域医療連携室それからホームケアステーション、訪問看護ステーションとそれぞれありまして、ここが一体化して在宅医療、それから在宅の支援を調整をしているということですので、そこを通しながら行政との連携も深めていくということになるかと思えます。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 地域医療を問う

そうしますと、そこでの地域の見守りとか、先ほど何点か医療グループ、介護グループそれから地域グループと3つ分けて1人の患者さんなり、お年寄りをみようということですが、全ての情報が病院に集まると考えてよろしいのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 1 地域医療を問う

そういう具体的な部分についてはもう一度、大和病院事務部長に答弁をさせます。

○議長 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 1 地域医療を問う

全ての情報が集まるかといえば、それはそうではないと思いますが、いずれにしてもその在宅の患者さん、介護が必要な方にケアマネージャーがついておりまして、ケアマネージャーが中心になって調整を進めていくということでございます。大方はケアマネージャーが地域の支援等を調整、把握しながら進めていくということになっております。

○議長 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 地域医療を問う

了解しました。それで続きまして10番議員のきのうの質問の中に、保健師さんの活躍について今調整中という市長の答弁がございました。（「きょうです」と叫ぶ者あり）失礼しましたきょうです。それで保健師の活躍がこういった中で、医療チームとの連携が現状どのようになっているかちょっと見えないので、保健師さんのその役割とそれから医療チームとの連携について、ちょっと説明しお教えいただければと思います。

○議長 長 市長。

○市長 1 地域医療を問う

質問の趣旨をちょっと私が理解できませんけれども、医療対策室長がおおむねのみ込んだようでありますので、答弁させます。

○議長 長 医療対策室長。

○医療対策室長 1 地域医療を問う

今のご質問についてでございますが、地域包括支援につきましては、退院支援あるいはその日常の療養支援、あるいは急変時の対応、看取りとあるわけですが、一番はやっぱり医師がそこで指示をしていくということだと思っております。この全てにかかわってくるのが、行政上でありますと福祉課といいますか、今、介護保険係の中に地域包括支援センターというのがございます。それが行政的な一番の窓口かなと考えております。

それと、各介護事業所のケアマネージャー、あるいは病院側ですと地域医療連携室ということで、それを全てケアマネージャーがコーディネートしながらやっていくということでございます。

保健師でございますが、当然でございますが包括支援センターの中には保健師あるいは社会福祉士という業種の方がもういるということでございます。当然大きな流れでしますと、

保健課のいわゆる保健筋力サポーターとかそういう部分にもかかわってくるということでございますので、全てに保健師的にはかかわっているということでございます。以上でございます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 地域医療を問う

(3) 番のところの外来機能を在宅に導入することについて。出前診療になりますが、これは今からぜひ準備すべきではないかなと思うわけです。なかなか病院のほうに向かって来られない、そしてお年寄りの夫婦、お年寄りの単身、独居ですね、そういう状況がこれからどんどん増えていく中でこちらから出かけていく、患者さんにとっては敷居の低い医療を受けられると、そういったことをぜひ進めるべきだと私は考えて提案したわけです。

平成10年の段階でレントゲン撮影機が25センチ立方体ぐらいの、布団干しにぶら下げるぐらいの大きさで、当然患者さんの下にはフィルム板を入れるわけですがけれども、当時でそれぐらいのものができていたわけです。現在、その後15年ぐらいたって探そうとすれば、そういったものは十分あるのではないかな。そういったものを備えながらどんどん出かけていくという地域医療もあってしかるべきではないかなと考えますが、もう一度市長の考えをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域医療を問う

先ほど申し上げたのは、大和病院が取り組んだ時点のときでは、そういう1人でなかなか患者さんのおなかの上に置くといいますか、ここに置くわけですから危険もあって、非常に大変だったということでもあります。それから今おっしゃった簡易部分については、さっき言ったように患者さんが状況としてそういう状況がきちんとあれば、これは対応ができることだろうと思います。

ですが、なかなか病院にまでレントゲン撮影にも来ることが困難だという在宅の患者さんについては、さっきちょっと言いましたように、じゃあ息をとめてはい吸ってとこれをやらなければならないわけです。とめてしまえばそのままになってしまう人はとてもそれはできません。そうしてじゃあそのまま撮影しますと、やっぱりぶれが出ますから読影が非常に難しくなる、そして誤った判断もしてしまいかねないということも含めて、やっぱりどうしてもレントゲン撮影をしなければ症状も何も確認できないという部分については、それは例えば救急車であろうが何であろうが、やっぱり最寄りの病院に行っていただいてきちんとやることが一番安全だと。

触れましたように、お医者さんが出て行って診療することなんてずっとやっていますし、それから採血とかということも看護師さんが行ったときに採血をしてきて、その結果を今度はお医者さんが訪問診療に行ったときに説明するという、そのことはやっているわけですから十分ですが、レントゲン撮影についてだけは非常に難しい。これは専門家がそう言うておりますので、私もそれを踏襲するということでもあります。認識に違いがありましたらお許し

いただきたいと思っておりますけれども、もし、まだこれでご納得いただけないようであれば、病院の事務部長に具体的な答弁をさせますのでどうでしょうか、よろしいですか。そういうことでよろしくお願いいたします。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 地域医療を問う

レントゲンというのは診察するための装置の1つであって、それも含めて外来機能を持った一団として、お年寄りのところや患者さんのところへ行ったらどうですかという質問なのです。たまたまそれが今はレントゲンの機器の話になりましたけれども、そうやって地元に出かけるということが、これからどんどん必要になってくるのではないですか、ぜひ導入すべきではないですかという質問なんですがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域医療を問う

機能的な部分は別にいたしまして、それがまさに在宅診療でありますから、それは今進めているということでありまして、これから基幹病院完成後の医師の充足等も見て、それをもっともっと拡大していこうということですから、方向性としては別に間違っているわけではない。

ただ、外来機能を持たせたというその部分がちょっと専門的になりますので、何を指すのか。具体例としてレントゲンというのが今出たのでしょうかけれども、このレントゲンについては非常に厳しいと。あとは特に否定している部分はないわけでありまして、何か方向性として山田議員と違うことがあるとは思いませんけれども、これもまた病院事務部長ちょっと答弁してください。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 1 地域医療を問う

ご指摘の出前外来といいますか訪問外来は、ニーズといいますか量が問題かなと思っております。必要性は午前中の議論の中にもありましたように、これから高齢化がどんどん進んでいくと、それから家族構成も変わってくるというような中で、ニーズは徐々に増えていくんだらうなと思います。そのニーズ量とそれからマンパワーですね、医師を初めとするマンパワー、技術者のマンパワー、それとそれに伴いまして病院がするとすれば、コストが回収できるかどうかということも大きな要因になるかなと思いますので、検討といいますか推移をみていく必要があろうかと思っております。

現段階では具体的なことを申しますと、大和病院の訪問看護ステーションが行っている訪問の件数というのは、訪問看護、訪問リハビリを含めてですけれども、月400件前後です。それから訪問往診は月40数件ということですので、今現在の中でチームを組んでというところまでのニーズはないかなと思います。

市内全域といいますかを見たときに、もう少しニーズはあろうかと思いますが、今度は逆に物理的な距離等々もあって時間がかかると効率が悪くなるということも当然出てくるわけで

す。そんなことをいろいろな観点を考慮しながら検討をしていく、推移をみるということが必要だと考えております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 1 地域医療を問う

ありがとうございました。大和病院事務部長がしゃべる場面ができてよかったなど。それから、地域に出かけようというその思いは一緒だということも答弁いただきました。それでいいかなと思いますが、一時期、全国に誇った大和の保健・医療・福祉そういった連携がやれたわけです。もう一步踏み出して、これをやるんだという方式を大和なりこの南魚沼で始めてもいいのではないかというのをひとつ提言して、この質問は終わりにしたいと思います。

2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

続きまして学校等の耐震につきましてですが、やっぱりこれについては一昨年のも東日本大震災から、そういった落下危険だとか、防災ですね、建物防災そういったことに関して、ちょっと考えをもう少し急ぐなり前進する必要があるのではないのかなとそういう思いで質問しているわけです。昨年4月26日に出された「学校施設非構造部材の耐震対策の推進について」という通達に基づいて、学校でできる点検、学校設置者がすべき点検そういったものについては現在どのように進められているか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

教育長のほうに答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

残念ながら目視での安全確認ということで、各学校をうちの技術屋でできる範囲でやっておりますが、専門家による耐震診断まではまだ実施しておりません。この件については急いで対応したいなと思っておりますが、当面文科省のほうからの資料で活用できるのは、「耐震化ガイドブック点検・対策マニュアル」というのがありますから、これを速やかに活用して調査に入りたいと思っております。

その後の動きですが、先ほども市長が言いましたように、本当はこの5月に文科省のほうから詳しい対策の指示が出る予定をしていたのですが、いまだに出ておりません。これについて調べてみましたら、国交省のほうの技術屋の技術指定という部分が遅れているということもありまして、今我々としてはその指示を待っているところでございます。なぜ待つかの1つの要因には、この指示どおりにやりますと解体費、それから調査費等についても国の補助があるという部分もありますので、今少し待っているところでございます。ただ、この方針が出次第に速やかに動きたいと思っております。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 2 学校施設や社会教育施設等における耐震改修について

そういう通達を出しながら、国とすると平成27年度までに非構造部材部分を全部耐震化す

るようとうたっているわけです。ですので、まだ点検していないということであればそれ以上伺えないんですが、耐震対策が必要とされた学校、そしてすぐやらなければならないというものが発生するようでしたら、ぜひ情報を開示いただければと思います。そこで「うん」とうなずいていただきましたので、以上で質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議はあす6月19日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時28分〕